

更新情報

・11/27 時点版から 12/3 時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

目次

【総論】	2
<支援制度概要>	2
<実施期間>	3
<旅行代金割引先行実施>	4
<既存の予約>	5
<事後還付手続き>	5
<旅行者・宿泊事業者登録>	7
<事業者登録申請>	8
<その他>	9
【旅行・宿泊代金割引】	11
<旅行・宿泊代金割引全般>	11
<宿泊施設>	19
<第三者機関>	21
<宿泊施設に準ずるもの>	21
<交通機関等>	23
<教育旅行>	23
<日帰り旅行>	23
<合宿免許>	24
<コンパニオンサービス>	25
【その他】	26
<感染症対策>	26
<当面の例外措置（札幌市・大阪市）>	30
<当面の例外措置（東京都）>	34
<公費出張>	36
<税務上の取扱い>	37
<説明会>	39
【地域共通クーポン】	40
<総論・制度概要>	40
<利用可能地域>	43
<登録可能店舗、利用できる商品・サービス>	44
<登録手続き>	47
<登録完了後>	53
<発行・旅行者への引渡し>	55
<受取り・取扱い>	56
<精算（換金請求）>	56
<その他>	57

【総論】

＜支援制度概要＞

Q1 Go To トラベル事業の概要が知りたい。

A 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援することとしております。支援額のうち、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与いたします。

また、1人1泊あたり2万円を上限としており、日帰り旅行については、1万円を上限としております。

なお、連泊制限や利用回数の制限はございません。

※ただし、11月17日(火)0時以降の予約・発売分より、8泊以上の宿泊を伴う旅行商品は、支援の対象外となります。この場合であっても、8泊以上の宿泊を伴う旅行の7泊分までは支援の対象となります。

Q2 旅行代金が半額になるということでしょうか。

A そうではなく、旅行代金の1/2相当額を支援するが、支援額のうち、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与させていただくということです。

Q3 旅行者は、支援を受けるためには何をする必要がありますのでしょうか。旅行の申し込み後、国や事務局に補助金を申請すればよいということでしょうか。

A 本事業に基づく旅行・宿泊代金の割引支援の適用を受けるためには、本事業における参加事業者登録を受けた事業者の提供するキャンペーン適用商品を申し込み・購入することが基本です。

当該商品を購入する際に、本事業による割引支援額を差し引いた額を旅行者から旅行業者等に支払うこととなります。

※なお、本事業開始前に既に予約していた場合など、例外的に、利用者による旅行後の還付手続きが必要な場合もございます。

Q4 支援額の計算の基礎となる「旅行代金」は税込み価格か、税抜き価格か。入湯税は含めていいのでしょうか。

A 税込み価格になります。入湯税があらかじめ予約した際の旅行・宿泊代金に含まれる場合には、入湯税を含めて構いません。ただし、旅行・宿泊代金とは別に、宿泊施設等の現地で支払う場合には、支援の対象外となります。

Q5 支援額の計算の基礎となる「旅行代金」にはサービス料は含めていいのでしょうか。

A 含めても構いませんが、各事業者の判断によります。

Q6 地域共通クーポンは1枚 1,000円単位で発行し、1,000円未満は四捨五入されるとのことですが、四捨五入の結果、「旅行代金の割引」と「地域共通クーポン」の支援額の合計が1/2を超えてもいいのでしょうか。

A 地域共通クーポンの端数処理(1,000 円単位で発行、1,000 円未満は四捨五入)の結果、総支援額が旅行代金の 1/2 相当額を超えることは許容します。

Q7 地域共通クーポンは1枚 1,000 円単位で発行し、1,000 円未満は四捨五入されるとのことですが、旅行・宿泊代金割引についても同様でしょうか。

A いいえ。四捨五入は行わず、1円単位で計算します。

Q8 旅行会社・OTA 等におけるシステムの都合上、割引支援を旅行代金の 35%以下に設定することは許容されるでしょうか。

A 本事業においては、旅行代金の 35%の割引支援を行うこととしています。このため、参加事業者においては、旅行代金の 35%の割引支援を行っていただく必要があります。

Q9 海外から日本への航空券、日本から海外への航空券など、海外旅行は支援の対象となるのでしょうか。

A 本事業は国内旅行需要の喚起が目的のため、支援の対象外となります。

Q10 日本在住の外国人は対象となるのでしょうか。

A 本事業は国内旅行需要の喚起が目的のため、日本国内居住者であれば、在住外国人でも利用可能です。

<実施期間>

Q11 本事業は、いつから開始されるのでしょうか。

A 7月22日(水)以降に開始する旅行代金の割引を先行的に開始します。

(35%割引(代金の1/2相当額×7割))

通常の割引価格での旅行商品の予約販売が開始されるのは7月27日以降になります。

(事業者によって開始時期に差が生じます。)

地域共通クーポンは、10月1日以降に開始する旅行から利用可能です。

Q12 7月20日(月)から7月24日(金)まで旅行に行く予定ですが、支援を受けられるのでしょうか。

A 対象外となります。7月22日(水)以降に開始する旅行が支援の対象です。(パッケージツアー旅行商品は、7月22日(水)以前と以後に相当する旅行代金を区別して確定できないため、全体として支援の対象外となります。)

ただし、例えば、旅行期間中の各日の宿泊を別個に予約している場合については、7月22日(水)以降の宿泊分は対象となります。(7月22日(水)以降の旅行代金を区別して確定できるため、支援の対象となります。)

Q13 いつの旅行から、地域共通クーポンが発行されるのか。

A 地域共通クーポンは、10月1日以降に開始する旅行から利用可能です。

Q14 地域共通クーポン制度の開始の日より前に、制度の開始の日以降に開始する旅行を申し込みましたが、地域共通クーポンの発行の対象となりますか。

A 対象です(地域共通クーポンがもらえます)。

地域共通クーポンの発行対象となるか否かについては、旅行の予約日ではなく、実際の旅行日で判断します。

なお、パッケージツアー旅行商品で、地域共通クーポン開始の日前後にまたがる場合、当該日後の旅行代金を区別できないため、全体が対象外です。ただし、旅行期間中の各日の宿泊を別個に予約している場合等の区別できる場合には、当該日以降について対象です。

Q15 予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか。

A 予算がなくなったら事業は終了となります。ただし、特定の時期・季節に利用が集中することがないように、執行状況をモニタリングし、適切に運用する予定です。

Q16 Go To トラベル事業の取扱要領において、事業期間が令和2年7月22日(水)から令和3年3月15日(月)となっている一方、商品の販売期間が令和2年7月22日(水)から令和3年1月31日(日)(宿泊の場合は、2月1日(月)チェックアウト)となっている。いつまでの旅行が対象となるのでしょうか。

A 令和2年7月22日(水)から令和3年1月31日(日)(宿泊の場合は、2月1日(月)チェックアウト)の期間につきましては、現時点で各事業者が本事業の対象である旅行商品を販売頂ける目安として記載させていただいたものであり、具体の終期は予算の執行状況を見て改めて公表させていただきます。

<旅行代金割引先行実施>

Q17 地域共通クーポンを含めた本格実施までは、旅行代金の割引を先行的に開始することですが、その場合の支援額はどうなるのでしょうか。

A 旅行代金の35%割引となります(旅行代金の1/2相当額×7割)。

Q18 地域共通クーポンが発行・配布されるまでの間は、支援額が小さいという理解でよいですか。

A 旅行代金割引の先行実施期間は、支援額は旅行代金の35%となります。

Q19 地域共通クーポンを含めた本格実施までの旅行代金の割引の先行的実施期間においては、支援の上限額はどうなるのでしょうか。1人1泊2万円(日帰り旅行の場合は1万円)のままでしょうか。

A この間は、支援の上限額は、1人1泊あたり1万4千円(日帰り旅行の場合は7千円)となります。

Q20 「7月27日(月)以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施」とされていますが、どういう意味で

しょうか。7月22日から事業が開始しても、7月27日にならないと結局割引にならないのでしょうか。

- A あくまで7月22日(水)以降に開始する旅行から支援対象となります。
他方で、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、旅行者があらかじめ割り引いた価格で購入できるようにするためには、各事業者における一定のシステム改修等の準備が必要となります。
こうした準備が整うまでの間は、支援対象となりますが、あらかじめ割り引いた価格では購入できないので、事後に割引分を還付します。割引分の還付は代金を受け取った者(宿泊施設を除く)を経由して行います。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っていれば予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請します。
7月27日(月)は、あくまで最速で準備(システム改修)が整うと見込まれる時期の目安であり、各旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等ごとに、割引販売(あらかじめ割り引いた価格での販売)による対応が整う時期は異なることとなる見込みです。

<既存の予約>

- Q21 Go To トラベル事業の開始前に、7月22日(水)以降に開始する旅行を予約していたが、支援の対象となるのでしょうか。
- A 支援の対象となります。ただし、①その旅行商品が Go To トラベル事業の支援対象であること、及び②その旅行商品を販売する旅行業者(宿泊商品であれば宿泊事業者)が今後本事業の参加事業者登録を受けること、の要件を充たすことが必要となります。
割引分の還付は代金を受け取った者(宿泊施設を除く)を経由して行います。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っていれば予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請します。
- Q22 既に入っている予約について、旅行・宿泊代金の割引分の旅行者への還付はどのような順番で行われるのでしょうか。例えば、7月22日に宿泊した時点で当該宿泊施設が事業者登録をされていない場合、還付対象となるのでしょうか。
- A 後日、登録が確認出来る宿泊施設であれば、7月22日時点に遡って、当該宿泊分が割引分の還付の対象となります。どのような施設が登録されているかにつきましては、事務局や各宿泊施設のホームページ等において順次公開してまいります。

<事後還付手続き>

- Q23 事後還付手続きで申請できる旅行はいつまでのものが対象になるのでしょうか。また、手続きはどういった流れでしょうか。
- A 令和2年8月31日(9月1日チェックアウトを含む。)までの旅行が還付の対象となります。なお、それ以降のご旅行につきましては、ご購入の旅行会社等と相談の上、割引価格で販売される旅行に振り替えていただくよう、お願いいたします。具体的な手続きについては、HP に「事後還付手続きのご案内」を掲載しておりますので、ご参照ください。8月14日(金)～9月14日(月)まで還付申請を受け付けております。

割引分の還付は代金を受け取った者(宿泊施設を除く)を經由して行います。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っていれば予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請します。

旅行者自身が事務局に申請する場合の手続きの流れは以下のとおりです。

- (1) 実際に旅行したこと等を証明するため、旅行者から事務局に郵送または公式サイトにて、オンラインで以下の書類を提出します。なお、還付を受ける場合は、宿泊施設が感染症対策などの参加条件を満たした上で、Go To トラベル事業に参加登録されている(もしくは今後参加登録される)ことが必要となりますので、申請の際はご注意ください。

<宿泊の場合>

事後還付申請書(様式第1号)、支払内訳がわかる書類(支払内訳が記載された領収書、支払内訳書等)、宿泊証明書(氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているもの)、口座確認書(旅行者用)(様式第2号)、口座番号を確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)、代表者の住所が確認できる書類(免許証の写し、健康保険証の写し等)、同行者居住地証明書(様式第21号)

- (2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付します(口座振込、クレジットカード振込等)。

【申請書類送付先】

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目 24-14

西新橋一丁目ビル6階

Go To トラベル事務局 還付申請係 宛

※送料は各自ご負担をお願いします

※9月14日消印有効

※オンライン申請の場合は下記の URL からご申請ください。

<https://gotojata-net.or.jp/#request>

Q24 宿泊証明書とはどのようなものでしょうか。領収書ではダメなのでしょうか。

A 利用者がその宿泊施設に宿泊したことを証明する書類で、宿泊施設が発行するものです。宿泊者名・宿泊日・宿泊人数などの情報が記載されているものであれば、各宿泊施設で通常使用されている既存の様式を使用していただいて構いませんが、モデル様式を HP で入手可能です。

Q25 事後還付手続きについては、宿泊旅行のみが対象なのでしょうか。日帰り旅行は対象外でしょうか。

A 日帰り旅行についても対象ではありますが、何らかの方法により実際に旅行したこと等を証明する書類が提出されることが還付の大前提であり、証明ができない場合は還付ができない可能性があります。

Q26 既に申し込んでいる夜行フェリーの乗船に関して旅行後に還付手続きをとる際に、実際に

乗船したことを証明する書類としてどのようなものが必要となるのでしょうか。

A 乗船したことを証明する書類として、乗船証明書、チケットの半券等を提出いただくことを想定しています。

また、乗船したことを証明する書類には、日付、人数、金額並びに自動車航走を伴う場合は自動車の種別及び台数が明記されていることが必要です。

Q27 夜行フェリーの乗船に関して旅行後に還付申請をしたいが、どのような手続きをとればいいのでしょうか。

A ご自身で「Go To トラベル事業事務局」に令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)までに還付申請を行う必要があります。

(なお、宿泊施設へ直接予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合、または予約サイト等で予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合と同様です。)

Q28 旅行後の割引分の還付を申請したいのですが、いつまでに申請する必要があるのでしょうか。

A 8月14日(金)から9月14日(月)までの間に申請してください。詳細は、HP に掲載している「事後還付手続きのご案内」をご参照ください。なお、9月15日(火)以降の還付申請については、事務局とご相談ください。

Q29 団体旅行において、旅行後に割引分の還付を申請したい場合、申請は旅行者個人から行う必要があるのか、それとも、代表者が行えば足りるのか。

A 割引分の還付は、当該団体旅行の代金を受け取った旅行代理店経由で行うことを予定していることから、手続きは代表者が行うことを想定しております。

<旅行者・宿泊事業者登録>

Q30 本事業による割引旅行・宿泊商品を取り扱う事業者となることを希望していますが、国(事務局)への参加事業者登録はいつから始まるのでしょうか。また、具体的にどのような内容を申請することになるのでしょうか。

A 参加旅行者・宿泊事業者の登録は、7月21日(火)より開始しております。

HP に登録申請フォームがありますので、そちらからご申請ください。

登録終了後に、事務局よりご連絡いたします。

Q31 旅行者の登録は、旅行・宿泊などの事業者団体に加盟している事業者であっても、改めて行う必要があるのでしょうか。

A 事業者団体に加入しているかどうかに関わらず、個々の事業者ごとに登録申請を行う必要があります。

Q32 旅行者として参加事業者登録を行った上で、更に個々の旅行商品について Go To トラベル事業適用商品としての登録を受ける必要があるのでしょうか。

A 不要です。本事業の支援対象の範囲に含まれる旅行商品であれば、支援対象となります。

Q33 旅行代理店や OTA 経由のみで申し込みを受け付けている宿泊施設ですが、参加事業者登録は必要があるのでしょうか。

A 旅行代理店や OTA 経由のみを販路としている宿泊施設については、参加事業者登録(執行管理体制の審査等)は不要ですが、地域共通クーポンの配布や感染症対策の実施状況の把握のため、一定の情報登録をしていただくことが必要となります。宿泊施設の HP 等で直接申し込みを受ける場合(直販の場合)については、参加事業者登録(執行管理体制の審査等含む)が必要です。

Q34 参加事業者の登録前に商品を割引で販売することは可能でしょうか。既存の予約分については予約の時点で登録ができていませんが、還付の申請はできるのでしょうか。

A 後日、登録が確認出来る宿泊施設であれば、7月22日時点に遡って、当該宿泊分が割引分の還付の対象となります。(令和2年8月31日(9月1日チェックアウトを含む。)までの旅行が還付の対象)ただし、要件を満たさない等の理由により事業者の登録が認められない場合は割引や還付の対象とはなりません。

Q35 旅行・宿泊代金の割引支援の対象となる商品を取り扱う事業者の一覧については、HP などで公表されるのでしょうか。

A 本事業の公式 HP 等を通じて紹介しています。

Q36 旅行業登録を受けていない海外の旅行会社の商品は対象になるのでしょうか。

A 旅行業登録を受けていない海外の旅行会社の商品は対象になりません。

<事業者登録申請>

Q37 仮給付枠の通知が届いたが、この通知による金額が配分の全体ということか。追加はできるのか。

A 仮給付枠として通知した配分額は、旅行者や宿泊事業者等に速やかに旅行・宿泊商品を販売して頂く観点から、一時的にお使い頂ける配分額を通知させて頂いているものであり、本事業期間における全配分額をお示ししているものではありません。Go To トラベル事業の予算配分につきましては、開始時点においては、各社の販売計画が出そろっていなかったため、全体予算の2割弱について、各社の前年の販売実績に基づき仮配分したところです。今後、残りの8割強については、中小事業者にも本事業をしっかりと活用していただけるよう、各社に提出をお願いしている販売計画に基づき、また、執行状況を丁寧に管理しながら適切な配分を行ってまいります。

Q38 仮給付申請と本申請はどう違うのか。

A 7月21日から7月30日まで実施していた仮給付申請については、本事業に参加する旅行者や宿泊事業者等が速やかに旅行・宿泊商品の割引販売を開始できるよう、昨年度の販売実績等に基づき、本事業の予算額の一部を仮給付枠として割り当てるものです。

7月31日から実施する本申請については、昨年度のブロック別、月別販売実績と今年度のブロック別、月別販売計画等に基づき、本事業の予算額の一部を割り当てることとしており、仮給付枠とは別途、枠の配分を行うこととしています。

なお、本申請については、①仮給付申請を行った人と、②仮給付申請を行っていない人で、下記のとおり手続きが異なるのでご留意願います。

① 仮給付申請を行った人

→ 仮給付申請の際に登録されているメールアドレスに、本申請の手続きに関する御案内が送付されます。

→ メール中の URL をクリックして頂くと、仮給付申請時に登録済みの情報が引き継がれた状態で、本申請の際に追加で登録する情報を入力する画面になりますのでそのまま本申請の手続きを進めて頂くこととなります。

② 仮給付申請を行っていない人

→ 公式 HP から本申請を行って頂きます。

<その他>

Q39 支援の対象外となった地域に住む人や、感染症の対応に追われる医療従事者等は現状、本事業を利用することはできないと思うが、利用者間に不公平が生まれませんか。また、予算を早く使い切ってしまうことになり、こういった人たちに裨益しなくなるのではないのでしょうか。

A Go To トラベル事業については、東京都を目的地とした旅行と東京都内に居住する方の旅行は、当面の間、本事業の実施を延期することとしております。

また、医療従事者やエッセンシャルワーカーの方など、新型コロナウイルス感染症の影響やその対応のために、現時点においては Go To トラベル事業を利用して旅行する時間的余裕がない方も多くおられます。

この点については、事業を進めるにあたり、早期に給付金を使い切ってしまうことのないよう、時期的な配分にも気を使いながら、個々の状況に応じてご利用しやすい時期にご利用いただけるよう、可能な限り長い期間にわたり実施できるよう執行状況を管理します。

当面、新型コロナウイルスのリスクがゼロとまらないウィズ・コロナ時代において、感染拡大防止策を徹底した上で、本事業を丁寧に推進してまいります。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、東京都を含む対象地域の変更があり得ますので、その点ご留意ください。

Q40 予算を事業者区分や時期的な区分で配分することにより、事業者が途中で予算を使い切ってしまう、割引での販売ができなくなってしまうのではないのでしょうか。

A 事業者への予算の配分にあたり、時期的な区分を設ける(分割して配分する)ことにより、事業者が途中で手元の予算を使い切ってしまう、一定期間、当該事業者については利用者が割引での予約ができなくなってしまうことも予想されます。

この点については、配分の考え方や段取りを本事業に参加する事業者の皆様にご説明するとともに、特に中小の旅行会社や宿泊施設に対しては、配分のペースに合わせた計画的な予算の執行を個別に支援できる体制を整え、消費者の皆様を混乱させることのないよう事業を進めてまいります。

具体的には、販売形態ごとに次のような工夫をして、予算の執行を調整することが考えられます。

<リアルエージェント(店舗)>

広告の出稿量と旅行商品の造成量をおさえて売上高を調整するとともに、顧客との直接のコミュニケーションを通して予算の執行を管理。

<予約サイト(OTA)>

売上高の目標に合わせて、インターネット広告等を展開。主に広告の出稿量を調整することで予算の執行を管理。

<宿泊施設>

公式ウェブサイトでの予約については主に広告の出稿量の調整で、また、電話予約などの場合は直接のコミュニケーションを通して予算の執行を管理。

このほか、なお予算が不足する場合においては、事業者ごとの個別の状況を踏まえ、次回の配分時期を調整するなど、事務局による柔軟な対応により事業者の切れ目ない予算執行を支援してまいります。

Q41 事務局HPで、登録事業者及び登録宿泊事業者の一覧が都道府県別で公表されているが、事業者の本社所在地での登録となっているため、市内のどの事業者が登録されているか把握しづらい。(例えば東京に本社があるが複数地域でチェーン展開しているホテル) また、営業している施設名と経営している会社名が異なる場合や、本社の所在地がHP等で確認できない場合もあり、当該施設が登録されているのかどうか判断するのが困難だが、わかりやすい掲載は予定されているのでしょうか。

A 都道府県別で登録宿泊施設名を公表する予定です。

Q42 各地方公共団体などが実施している旅行代金割引などと併用することは可能でしょうか。

A 現在各地方公共団体などで独自に展開されているキャンペーン(観光需要喚起策)は、基本的には Go To トラベル事業が開始されるまでの間の支援策という位置づけであると認識しています。しかしながら、事業実施期間が重なる場合であっても、国としてはこれを妨げるものではありません(併用を認めるか、認めないかは各地方公共団体の判断となります)。

Q43 旅行・宿泊代金の割引を行う旅行・宿泊事業者や地域共通クーポン取扱店舗となった場合、それぞれの事業者への事務局からの割引分の精算はいつから始まるのでしょうか。また、どの程度の期間で精算が行われるのでしょうか。

A Go To トラベル事業への参加事業者に対する旅行代金の割引や地域共通クーポンの精算につきましては、できる限り早く支払いができるよう、国から事業者への給付タイミングに

つきまして、関係省庁と調整を行っております。いずれにしましても、参加事業者の資金繰りの観点から、可能な限り速やかな支払いを講じるべく取り組んでまいります。

【旅行・宿泊代金割引】

＜旅行・宿泊代金割引全般＞

Q44 複数の宿泊を内容に含む旅行における支援額を決定するに当たって、「1人1泊あたり2万円」を厳密に(宿泊日ごとに)適用するのでしょうか。

A 国の支援額は、1旅行予約単位で算出することとします(複数の宿泊を内容に含む旅行・宿泊プランのほか、ダイナミックパッケージでも同様です)。

＜例＞

2泊6万円(1泊目5万円、2泊目1万円)の旅行商品

→支援額は、6万円×1/2=3万円

Q45 家族で旅行する場合、子供や幼児はどうカウントするのでしょうか。

A 子供や幼児も1名とカウントして算出します。

＜例＞

2人1泊計6万円の家族旅行(大人1人1泊5万円、子供1人1泊1万円)

→支援額は、6万円×1/2=3万円

※ 大人と子供1人ずつ適用すると2万円+5千円が上限ですが、あくまで1旅行予約単位で算出するため、支援上限額は4万円(2人×1泊2万円)となります。

※ 子供料金が発生しない場合「0円の場合」も1名とカウントします。

Q46 宿泊施設が自ら振り出す「宿クーポン」もあわせて適用したいのですが、支援額の計算の基礎となる「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。

A 宿泊施設が自ら振り出すいわゆる「宿クーポン」(具体的な名称・呼称の如何を問いません。)が利用される場合には、旅行・宿泊代金から「宿クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに、国の支援額を算出することになります。

※ 「宿クーポン」による割引前の価格をもとに算出することとした場合、いったん価格を引き上げた上で「宿クーポン」で引き下げることにより、国の支援額を不当に多く引き出す詐欺的行為が想定されるためです。

Q47 地方自治体などによる独自の割引制度や OTA 等が発行するクーポン割引をあわせて適用したいのですが、支援額の計算の基礎となる「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。

A Go To トラベル事業による支援額の算出に当たっては、元値(「宿クーポン」を適用する場合は「宿クーポン」適用後の価格)をもとに計算することを基本とします。地方自治体などによる独自の割引制度等による割引後の価格をもとに国の支援額を算出する必要はありません。

他方で、制度やシステム上の都合により、当該地方自治体等による独自の支援制度による割引後の価格をもとに本事業の支援額を決定することは排除しません。

<例>

20,000 円の旅行について、県が 10,000 円引きする場合、

- ① $20,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 70\% = 7,000 \text{ 円}$ 還付
 - ② $(20,000 - 10,000) \times 1/2 \times 70\% = 3,500 \text{ 円}$ 還付
- ①が基本、ただし、②でも問題ありません。

Q48 自治体を実施している旅行代金割引の定額補助などと併用して宿泊代金がマイナスになる場合、宿泊した際に宿泊施設からマイナスになった分を現金で受け取ることができるのでしょうか。

A 国及び地方公共団体からの給付金、補助金等が元の旅行代金を超えることは認められません。(元の旅行代金を超えて支援を受けることはできません。)
このため、仮にいくつかの割引制度を併用したとしても、旅行代金がマイナスになることはなく、宿泊施設で現金を受け取れることにはなりません。

Q49 3泊4日の旅行について、①往復の航空券+1泊目のパック、②2泊目の宿泊単体、③3泊目の宿泊単体、と別々に予約・購入をした場合、支援額はどのように計算するのでしょうか。

A ①、②、③のそれぞれが1つの旅行として計算します。(①、②、③のいずれも2万円(1泊分)が支援の上限となります。)

Q50 事前に予約をした宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類などを購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも、支援の対象となるのでしょうか。

A 事前に予約を行っていたもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付き宿泊プランとして申し込みを行っていた場合には朝食代金も含めて支援の対象です。一方で、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。

Q51 事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか。

A 事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアー代金に含まれていれば支援対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

Q52 旅行・宿泊代金を各種ポイントやマイルで支払った場合には、支援の対象になるのでしょうか。

- A 代金を各種ポイントやマイルで支払った場合も支援の対象になります。あくまで元の旅行・宿泊代金を基に支援額を算出することとなります。

<例>

10,000 円の宿泊代金のうち 3,000 円分をポイントで支払った場合

→支援額=10,000 円×1/2

- Q53 QUO カード等の換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品は、(金券類の金額も含んだ形で)割引の対象となるのでしょうか。

- A 換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品は、支援の対象外です。

- Q54 ポイントや航空マイル付きの宿泊プランは、割引の対象となるのでしょうか。

- A 宿泊施設が自らポイントやマイルの設定を行うものについては、支援の対象外となります。
※ いったん価格を引き上げた上で、ポイントや航空マイルを多く付与することにより、国の支援額を不当に多く引き出す詐欺的行為が想定されるため。

- Q55 宿泊施設のデユース利用は、旅行・宿泊代金割引の対象となりますか。

- A 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日であるいわゆる「デユース」については、割引の対象とはなりません。

- Q56 支援の対象となる旅行商品の基準を明確化したとのことですが、その内容について教えてください。

- A 一部の参加事業者において、観光を主な目的としているとは言えない旅行商品等の販売が確認されております。現行のサービス産業消費喚起事業(Go To トラベル事業)旅行会社・OTA 等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領における「(3)給付金の給付対象となる商品」中【宿泊代金・旅行代金に含められないもの】②(事務局が対象商品として適切でないと認めるもの)に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとしていますが、こうした状況を踏まえ、その基準・考え方については以下のとおり明確化することとします。

【宿泊代金・旅行代金に含められないもの】(代表的なものを例示)

① 換金性の高いもの

- ・金券類(QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)
- ・鉄道の普通乗車券・特急券(指定席券等を含む)・回数券、普通航空券(往復航空券や上位クラス利用料金を含む)等
- ・収入印紙や切手

② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方については、

- ① 観光を主たる目的としていること
 - ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
 - ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
 - ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること
- 等を社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしています。

＜対象外となる商品の例＞

- ・通常の宿泊料金(1万円程度)を著しく超える、館内のルームサービス、食事等でいつでも利用できるホテルクレジット(3万円程度)付宿泊プラン
- ・通常の宿泊料金(5千円程度)を著しく超える商品(3万円程度)付きの宿泊プラン
- ・ヨガライセンス講習(4泊5日20万円～)、英会話講習付き宿泊プラン(2泊3日28000円)、ダイビング免許付き宿泊プラン(5～10万円)

また、事業開始時においては、観光・ビジネスの別を問わず、人の動きが激減していたことから、ビジネスを目的とした出張についても支援の対象としておりましたが、人の動きが回復してきている中、更なる観光需要の喚起の観点から、企業において費用を負担することが一般的であるビジネスを目的とした旅行については、事業の利用を極力制限させていただくべく、法人の出張手配を目的とした予約サイトにおける割引の適用除外など、利用を制限するための措置を講じることとします。

既にこれらの旅行商品を予約している場合については、利用者、事業者への影響も考慮し、引き続き支援の対象とし、今後販売する場合については、利用者・事業者への一定の周知期間が必要であることに鑑み、11月6日(金)の予約販売分より支援の対象外とします。

なお、上述の基準・考え方に照らして適切でないと認めるものについては支援の対象外となりますが、宿泊部分などについては支援の対象となります。

また、各旅行商品については、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断いたしますので、支援の対象になるか判断に迷われる場合には、事務局に事前にご相談していただくようお願いします。

Q57 ビジネス出張について支援の対象外とするということですが、どういった理由でしょうか。

A 事業開始時においては、観光・ビジネスの別を問わず、人の動きが激減していたことから、ビジネスを目的とした旅行についても支援の対象としてきました。人の動きが回復してきている中、ビジネス出張については、企業の業務の必要性に基づいて行われるものであることから、企業において経費として支払われることが一般的ですが、本事業は企業の負担軽減を目的としたものではないとともに、より多くの旅行者にご利用いただく観点から、企業において本事業をビジネス出張に利用することは極力控えていただくこととしました。

Q58 ビジネス出張について、利用を制限するとのことですが、ビジネス出張か観光旅行か、どのように判断するのでしょうか。

A 利用の制限の対象となるのは、企業において費用を負担するビジネス出張であり、企業が旅行者の旅行・宿泊費用を負担しているか否かは、予約時や宿泊施設等における現場での確認では識別が難しいため、過去の需要喚起策である「北海道ふっこう割」における取扱いを参考に、

①旅行・宿泊事業者各社のホームページなどにおいて、利用者及び法人に対しても、ビジネス目的での利用はできない旨を明確に掲示する

②旅行者において、「法人向け旅行商品(出張パック)」「法人カード決済」など、法人利用を前提とした旅行商品を割引販売しないようにする

③法人の出張手配を目的とした予約サイトにおける予約を割引の適用外とする等を通じ、極力制限を図っていくこととしています。

Q59 ビジネス目的での利用であるか否かについて、予約時や宿泊施設におけるチェックインの際などに、旅行会社や宿泊施設側で確認する必要があるのでしょうか。

A (Q58でお答えさせていただいているとおり、)企業が旅行者の旅行・宿泊費用を負担しているか否かは、予約時や宿泊施設等における現場での確認では識別が難しいため、予約時や宿泊施設におけるチェックインの際などに、旅行会社や宿泊施設側において確認する必要まではありません。

Q60 旅行者より宿泊施設で会社名の領収証を求められた場合は、どのように対応したらよいでしょうか。

A (Q58でお答えさせていただいておりますが、)企業が旅行者の旅行・宿泊費用を負担しているか否かは、予約時や宿泊施設等における現場での確認では識別が難しいため、予約時や宿泊施設におけるチェックインの際などに、宿泊施設等において確認する必要まではありません。

ただし、宿泊施設等が、旅行者より領収証等に会社名を記載するように求められる場合は、企業において旅行代金を負担するビジネス出張であるとみなされるものであることから、本事業の趣旨に鑑み、宿泊施設等は旅行者に対して、支援の対象外となる旨をご説明いただき、このような求めに対しては、拒否していただいて構いません。それでもなお、会社名の領収証等を求められる場合は、割引前の宿泊代金を支払って頂き、それと同額の会社名の領収証等を発行いただくとともに、未使用の地域共通クーポンの返却を求めるとします。地域共通クーポンを既に使用しており、返却が困難な場合には、追って事務局から地域共通クーポンと同額の請求が行く旨、お伝えください。あわせて、Go To Travel事務局(事務局)に対し、当該旅行者の情報をご報告ください。

また、予約サイト等において、宿泊前に既に宿泊代金を支払っている場合は、領収証等に会社名を記載することはできない旨をお伝えください。なお、旅行者からの求めに対して、宿泊施設等が拒否することが困難な場合や、具体的な実施方法について判断に悩まれる場合には、事務局に相談していただければと思います。

他方で、本事業においては、教育旅行を支援の対象としておりますので、教育旅行において、領収証等に学校法人名を記載することを求められた場合には、求めに応じていただくことは問題ありません。

Q61 受験のために旅館・ホテルに宿泊したいのですが、支援の対象になるのでしょうか。

A 本事業においては、ビジネス目的での利用を除き、「宿泊」単体又は「宿泊＋交通」の旅行商品を支援の対象としております。一方で、「宿泊＋ α （商品やサービス）」又は「宿泊＋交通＋ α （商品やサービス）」の旅行商品の場合には、「 α （商品やサービス）」の部分について、下記の基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認める可否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしております。（旅行者の目的によらず、旅行商品の性質で判断します。）

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題ないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

なお、「 α （商品やサービス）」の部分が本事業の支援の対象外と判断された場合であっても、「宿泊」又は「宿泊＋交通」の部分が「 α （商品やサービス）」の部分と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊＋交通」部分は本事業の支援の対象とします。

<例>

・受験を目的として、ホテル・旅館を予約した。

→「宿泊」のみであるため、当該ホテル・旅館が本事業の登録事業者であれば支援の対象となります。

・冠婚葬祭を目的として、宿泊＋交通がセットになった旅行商品を予約した。

→「宿泊＋交通」であるため、当該旅行商品が本事業の登録事業者によって販売されるものであれば支援の対象となります。

・受験のため、「宿泊」＋「交通」＋「講習代」がセットになった旅行プラン（例：受験生応援パック）を予約した。

→「講習代」について、上述の基準・考え方に照らして判断することとなりますが、「①観光を主たる目的」とは言えないので、「講習代」を含む旅行商品は本事業の支援の対象外となります。なお、この場合であっても、「宿泊＋交通」の部分が「講習代」と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊＋交通」部分は本事業の支援の対象とします。

Q62 旅行期間中に利用できるスポーツ観戦チケット6千円を含む旅行商品（旅行代金のうち、宿泊代金は1万円相当）を造成したいのですが、支援の対象になるのでしょうか。

A 支援の対象になります。

Q63 旅行先の観光地で利用できるアクティビティや食事(4万円相当)を含む旅行商品(宿泊代金は1万円相当)を造成したいのですが、支援の対象になるのでしょうか。

A 「宿泊+ α (商品やサービス)」又は「宿泊+交通+ α (商品やサービス)」の旅行商品の場合には、「 α (商品やサービス)」の部分について、Q56 で示した基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしておりますが、仮に③「旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと」の基準を満たしていない場合であっても、そのことをもって直ちに支援の対象外となることを意味するものではありません(①「観光を主たる目的としていること」②「感染拡大防止の観点から問題がないこと」④「旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること」等の基準に照らし、社会通念上の観点も含めて総合的に判断した結果、支援の対象として認める場合があります)。
ご質問の旅行商品については、支援の対象となります。

Q64 ダイビング、陶芸体験、ゴルフのレッスン等については支援の対象になるのでしょうか。

A 「宿泊+ α (商品やサービス)」又は「宿泊+交通+ α (商品やサービス)」の旅行商品の場合には、「 α (商品やサービス)」の部分について、Q56 で示した基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしております。

この点、ライセンスや資格の取得を目的とした商品やサービスについては、一般的に観光を主たる目的としていると言えないため、本事業の支援の対象外となります。ただし、この場合であっても、「宿泊」又は「宿泊+交通」の部分がライセンスや資格の取得を目的とした商品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」又は「宿泊+交通」部分は本事業の支援の対象とします。

一方、ライセンスや資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体が目的となることを明示している旅行商品の場合は、本事業の支援の対象となります。

<例>

・ダイビング体験付の旅行商品4万円相当(旅行代金のうち、宿泊代金は2万円相当)
→ライセンスや資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティの一環として、ダイビングをすること自体を目的としているため、支援の対象となります。

・陶芸体験付の旅行商品3万円相当(旅行代金のうち、宿泊代金は2万円相当)
→旅行先でアクティビティの一環として、陶芸体験をすることを目的としているため、支援の対象となります。

・ゴルフのレッスン付の旅行商品4万円相当(旅行代金のうち、宿泊代金は2万円相当)
→旅行先でアクティビティの一環として、ゴルフをすることを目的としているため、支援の対象となります。

・英会話の講習代金を含んだ旅行商品3万円相当(旅行代金のうち、宿泊代金は2万円相当)

→ライセンスや資格の取得ではありませんが、Q56 で示した基準・考え方①「観光を主たる目的としていること」に照らし、観光を主たる目的としているとは言えないので、支援の対象になりません。

Q65 MICE(企業等の会議、研修旅行、学会等の国際会議、展覧会等)の宿泊等は支援の対象になるのでしょうか。

A 業務の必要性に応じて行われ、企業において経費として支払われる場合については、支援の対象外となります。ただし、MICE に参加することが個人の負担によって行われる場合、当該旅行については本事業の支援対象となります。

Q66 カラオケの利用プランを含んだ旅行商品は支援の対象となりますか？

A 対象外となります。

ただし、元々設置しているカラオケ機器の撤去までを求めているものではありません。

Q67 支援の対象となる旅行商品について、泊数制限を導入することですが、その具体的な内容について教えてください。

A Go To トラベル事業開始時においては、観光・ビジネスの別を問わず、人の動きが激減していたことから、上限泊数について特段の制限を設けておりませんでした。人の動きが回復してきている中、8泊以上の観光目的での宿泊がごく少数であるという利用実態等を踏まえ、また、より多くの旅行者に本事業を有効に活用いただき、さらなる観光需要を喚起する観点から、1回の旅行で7泊分までを支援の対象とすることとします。(1回の旅行中にそれぞれ違う宿泊施設に宿泊した場合であっても、8泊以上の宿泊を伴う旅行であれば、7泊分までが支援の対象となります。)

<例>

① 1人1泊1万円の温泉旅館に10連泊する場合、1回の旅行で7泊分までを支援の対象とすることから、支援額は、

$$1万円(一泊あたりの価格) \times 1/2(支援割合) \times 7(泊) = 3.5万円$$

② 10泊11日 1人20万円のツアーに参加する場合、1回の旅行で7泊分までを支援の対象とすることから、支援額は、

$$2万円(一泊あたりの価格) \times 1/2(支援割合) \times 7(泊) = 7万円$$

上記の運用については、参加事業者や旅行者の皆様への一定の周知期間を設けた上で、11月17日(火)0時以降の予約・販売分より適用します。

Q68 観光目的の長期の周遊旅行であれば、ビジネス目的と明確に区別でき、観光需要の喚起につながるのではないか。

A 長期の周遊旅行は一般的に価格も高い傾向にあり、比較的長期の休暇が取れる一部の旅行者に高額な支援が行われるとのご意見もある中で(例:20泊80万円の周遊旅行の場合、支援総額は40万円)、より多くの旅行者に本事業を有効に活用いただき、さらなる観光需要を喚起する観点から、観光目的の周遊旅行であっても、7泊分までを支援の対象とすることとしました。

<宿泊施設>

Q69 旅行会社を介さずに宿泊施設が旅行者に直接宿泊商品を販売する場合(いわゆる宿直販の場合)について、宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。HPによる申し込みの場合はどうでしょうか。電話による申し込みの場合はどうでしょうか。

A 不正な利用を防止するため、宿泊施設の予約システムを通じて宿泊記録が外部に確実に蓄積・保管される仕組みが構築されているなど、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。

HPによる申し込みであっても、電話による申し込みであっても、事務局に登録をされている第三者機関を活用し、宿泊記録を外部に蓄積・保管すれば、支援対象となりますので、HPに掲載している第三者機関にお問い合わせください。

Q70 観光庁のHPや事業者向け取扱要領に記載されている「第三者機関」は何を指しているのでしょうか。

A 不正な利用を防止し、適正な執行を確保するため、宿泊事業者が直接受け取った予約記録を宿泊施設の外部で管理できるシステムや団体を指し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出できる機関のことです。例えば、予約システム事業者、直販支援ポータルサイト、観光協会、DMO、温泉組合等がこれにあたります。

Q71 宿泊施設が事業者登録(給付枠申請)する場合、第三者機関にはどこの名称を入れればよいのでしょうか。登録されている「第三者機関」と、登録されていないが例示されている予約システム事業者、観光協会、DMO、温泉組合等との違いは何でしょうか。

A 宿泊施設が事業者登録(給付枠申請)する場合、不正な利用を防止し、適正な執行を確保するため、GoToトラベル事務局に登録されている第三者機関を活用していただく必要があります。登録されている第三者機関は宿泊施設の予約システムを通じて宿泊記録が外部に確実に蓄積・保管される仕組みが構築されているなど、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件にGoToトラベル事務局の登録手続きを経たものとなります。

Q72 宿泊事業者の給付対象となる宿泊+現地素材等の組み合わせ商品について、現地素材には例えば、ゴルフ利用やアクティビティとの組み合わせは対象になるのでしょうか。

A 対象となります。

Q73 民泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 住宅宿泊事業法の届出をした住宅、国家戦略特区法の認定を受けた特区民泊であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q74 ゲストハウス、ドミトリー、ユースホステル、カプセルホテル、ウィークリーマンションなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q75 「人格のない社団」等（公有民営施設で法人格なき団体が宿泊施設（旅館業法としての営業許可あり）を運営）でも宿泊施設として登録可能でしょうか。

A 可能です。

Q76 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 会員制のリゾートホテル・リゾートマンションについては、

①入会金（年会費）を支払えば、一定の日数無料で宿泊できる権利が与えられるもの

②会員向けの特別料金が設定されているもの

③会員のみしか利用できず、宿泊料金が設定されているもの

の大きく3種類があると考えられます。

このうち、①については1泊当たりの宿泊代金が存在しないため、割引支援の対象とすることはできません。

一方で、②については一般利用者とは異なる特別料金であっても1泊当たりの宿泊代金が発生するのであれば、この特別料金を基準に割引支援の対象とします。

③についても同様に、当該宿泊料金を基準に割引支援の対象とします。

Q77 寝台特急の保存車両を活用した宿泊施設は、旅行・割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q78 農泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設、住宅宿泊事業法の届出をした住宅、又は国家戦略特区法の認定を受けた特区民泊であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q79 キャンプ場のテント区画、コテージ、バンガロー、グランピングなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設については、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。

つまり、旅館業法の簡易宿所営業の許可が必要となるコテージ、バンガロー、常設のテントなどは、ホテル・旅館などと同様に支援の対象となります。
一方で、旅館業法の許可が必要ない、持ち込みテントのためのサイト(区画)などは、支援の対象となりません。

Q80 キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりません。

Q81 宿坊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設については、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。

<第三者機関>

Q82 第三者機関は、「人格のない社団等(法人格のない観光協会や任意団体)」でも登録可能でしょうか。

A 可能です。

Q83 観光協会であれば、第三者機関に簡単になれるのでしょうか。第三者機関になれるものならなりたいのだが、その場合、何らかの一定の条件や手続きが必要なのでしょうか。

A 詳細は GoTo トラベル事務局HPでもお示ししていますが、登録手続きを行っていただく必要があります。

(参考:GoToトラベル事務局HP、第三者機関申請関係)

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/consign/>

<宿泊施設に準ずるもの>

Q84 夜行フェリーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供されるとともに、枕、毛布その他の寝具が提供されているものについては、宿泊施設に準ずるものとして、支援対象となります。

Q85 夜行フェリーについて、2等機敷(カーペット)席は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供されるとともに、枕、毛布その他の寝具が提供されているものについては、宿泊施設に準ずるものとして、支援対象となります。

Q86 夜行フェリーについて、自動車航走運賃に運転者1名分のシングル個室利用料金が含まれていますが、この自動車航走運賃が旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 地域経済に好循環を創出するという本事業の制度趣旨に照らし、乗用車については対象とします(事業用トラックは対象外)。

※ 「自動車航送運賃」とは、船舶により自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって二輪のもの以外のもの)並びにその運転者及び積載貨物を運送する場合の対価をいいます。

Q87 夜行フェリーにバイクや自転車で乗船する場合、旅客運賃＋特殊荷物(二輪車)料金を支払うこととなりますが、この場合の特殊荷物(二輪車)料金は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅客運賃と特殊荷物(二輪車)料金がセットで発券されている場合には、特殊荷物(二輪車)料金を含めて支援の対象となります。

Q88 「夜行」フェリーの定義は何でしょうか。例えば、午前2時に出発して午前6時に到着するのは「夜行」フェリーと言えるのでしょうか。午前5時に出発して午前9時に到着するのはどうでしょうか。

A 概ね午後9時から午前3時までの間において運航している便(当該時間帯の中で運航が開始され終了する便のほか、当該時間帯の前から運航が開始され当該時間帯に運航が終了する便や、当該時間帯に運航が開始され当該時間帯後に運航が終了する便を含みます)であって、宿泊を伴うものを「夜行」フェリーと定義します。

Q89 「Go To トラベル事業」に関しては、「宿泊施設に準ずるもの」として、「夜行フェリー」も対象となっております。

しかしながら、宿泊事業者向けの登録に関して、「対象者」は

①旅館業法第2条第1項に規定する旅館業を営む施設

②住宅宿泊事業者法第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設となっております。

「夜行フェリー」の運航事業者に関しては、特段 旅館業法の許可を有しておらず、単なる、海上運送法上の許可事業者となりますが、「夜行フェリー」事業者に関しては、旅館業法の許可を受けた事業者でなくても登録することは可能という理解でよろしいでしょうか。

A ご認識のとおりです。

Q90 寝台列車は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供されるとともに、枕、毛布その他の寝具が提供されているものについては、宿泊施設に準ずるものとして、支援対象となります。一方、夜行列車で座席のみを利用する(寝台を利用しない)場合など、座席のみとみなされるものは対象外となります。

普通乗車券・特急券等の払戻手続き等を行うことで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給するおそれがある場合は、対象外となります。募集型企画旅行(パッケージツアー)や、団体乗車券でご利用の手配旅行・受注型企画旅行の場合は対象となります。

Q91 夜行バスは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 対象とはならないです(=座席のみとみなされるものは支援の対象外であるため)。

※この他、夜行バス運営会社については、地域共通クーポンの取扱店舗となることは可能です。

Q92 事業者向け取扱要領の p2【宿泊を伴う旅行商品】の中で、「ただし、普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等の、払戻手続き等を取ることによって割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるものは対象外とします。」とあるが、これらの例示されているものは一律に給付の支援対象外となるのか。

A 例示されたものが一律に支援の対象外になるのではなく、あくまでも「払戻手続き等を取ることによって割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができる」ものに限って支援の対象外となります。

<交通機関等>

Q93 レンタカー代は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A レンタカー代のみでは支援対象とはならないですが、「宿泊＋レンタカー」のセットプランであれば、支援の対象となります。

※この他、レンタカー店については、地域共通クーポンの取扱店舗となることが可能です。

Q94 マイカー利用は対象となるのでしょうか。

A マイカーを利用して「宿泊＋高速道路周遊パス」のセットプランを利用する場合や、「高速道路周遊パス＋体験型アクティビティ」の日帰り旅行プランを利用する場合については、支援の対象となります。

<教育旅行>

Q95 修学旅行は、本事業の支援対象となるのでしょうか。

A 支援対象となります。

<日帰り旅行>

Q96 本事業の支援対象となる「日帰り旅行」の定義は何でしょうか。

A 次の2つの要件を同時に満たすものを本事業の支援対象となる「日帰り旅行」と定義します。

- ① 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと
- ② 旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービスを含むこと（2地点間の移動のみを主たる目的とし、地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。）

Q97 ある地域内での自由な乗降を認める地域周遊切符と、旅行先での消費となる食事や観光体験等とのセットプランについては、支援対象となるのでしょうか。

A ある地域内（フリーエリア）での自由な乗降を認める周遊切符については、宿泊旅行の際の現地での滞在の際の利用の可能性も高いことから、これを日帰り旅行として支援

することはできません。

他方で、フリーエリアでの自由な乗降を認める周遊切符に加えて、出発地からフリーエリアまでの往復乗降券をセットにしたプラン(例えば、A 駅発着で、B 地区エリア乗り放題の周遊切符と、現地の B 地区での食事や観光体験等をセットにしたプラン)については支援対象となります。

Q98 1泊2日で旅行に行き、2日目に旅行先から別の日帰り旅行(交通+現地アクティビティ等)を申し込む場合、支援対象となるのでしょうか。

A 宿泊旅行の旅行先から新たに出発する日帰り旅行を申し込む場合は、

- ① 同日中に宿泊旅行の旅行先に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと
- ② 日帰り旅行の旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービスを含むこと(2地点間の移動のみを主たる目的とし、地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。)

であれば、別々の旅行とみなすことができるため、支援対象となります。

(例えば、A 市に宿泊し、A 駅から B 県への日帰りいちご狩りバスツアーを申し込み、同日中に A 駅に戻ってくるプランの場合、支援対象となる。A 駅から出発し、C 駅で解散するようなプランの場合、支援の対象外となります。)

Q99 「鉄道乗車券+索道(リフト)乗車券」など、交通+交通のセット商品は対象になるのでしょうか。

A なりません。

Q100 いわゆる「日帰りバスツアー」に定期観光バスと呼ばれる類の商品があるが、これは旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 定期観光バスについては、一般的に、バス事業者により運営され、交通手段の確保にとどまる(例えば、有名観光地までの往復の移動手段のみ提供する)ため、この場合は対象になりませんが、他の日帰り旅行の考え方と同様に、バスでの移動だけでなく、旅行先での消費につながるアクティビティなどが商品の内容に含まれていれば対象になります。

<合宿免許>

Q101 合宿免許商品について、今後どのような取扱いとなるのでしょうか。

A 合宿免許商品の実情を確認していく中で、

- ・合宿免許代金の大部分を免許講習等が占めると推察されるものが散見されること
- ・国家資格である自動車運転免許を取得することを明確な目的としており、観光需要を喚起するという本事業の趣旨に沿ったものとは言い難いこと

等に鑑み、合宿免許商品は本事業の支援の対象外とすることといたします。

この合宿免許商品の取扱いの変更につきましては、参加事業者や旅行者の方々への一定の周知期間を設けた上で、11月1日(日)0時以降の販売したものについては、支援の対象外といたします。なお、免許講習費用等と旅行代金(宿泊・交通費)について

明確に区分して販売するものについては、当該旅行代金のみ、本事業の支援の対象といたします。

Q102 なぜこのタイミングで合宿免許商品を対象外としたのでしょうか。

A 合宿免許商品の実情を確認していく中で、国家資格である自動車運転免許を取得することを明確な目的としており、観光需要を喚起するという本事業の趣旨に沿ったものとは言い難いことなどから、総合的に判断した結果、本事業の支援の対象外とすることといたしました。

Q103 今後、合宿免許商品以外の旅行商品についても対象外とすることがあり得るのでしょうか。

A 合宿免許商品に限らず、その他の旅行商品についても、本事業の趣旨も踏まえて、その取扱いについては、引き続き適切に検討・対応してまいります。

Q104 具体的にはどのように販売すればよいのでしょうか。

A 事業者が旅行者に対して実際に合宿免許商品を販売される際、本事業の適用を受けられる場合には、以下のように明確に免許講習代金と旅行代金(宿泊・交通費)を切り分けた上で、本事業の割引適用後の旅行代金を明示することが必要となります。

(例)

合宿免許講習代金 ●●円

割引前の旅行代金	▲▲円
GoToトラベル事業割引額	■●円
割引後の旅行代金	◆◆円

<コンパニオンサービス>

Q105 コンパニオンサービスを含む商品について、今後どのような取扱いとなるのでしょうか。

A コンパニオンサービスについては、旅行者に対して接待等を行うことを主な目的としているため、本事業における参加事業者及び旅行者に対して求めている感染拡大防止の徹底等の観点から、そのサービスの内容如何に関わらず、接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は支援の対象外とさせていただきます。

ただし、宿泊施設において、本事業への参加条件として求めている感染拡大防止の徹底(ガイドラインの遵守等)を満たしつつ提供されるものについては、接待等を伴うコンパニオンサービス部分と宿泊部分を切り分ける形で販売していただくことで、宿泊部分については支援の対象となります。

なお、接待等を伴うコンパニオンサービスを含む旅行商品の販売については、10月29日(木)には停止していただくとともに、参加事業者や旅行者の皆様への一定の周知期間を設けた上で、11月6日(金)0時以降に実施される接待等を伴うコンパニオンサービスを含む旅行については、支援の対象外とさせていただきます。

- Q106 なぜこのタイミングでコンパニオンサービスを含む旅行商品を対象外としたのでしょうか。
- A 本事業の開始以降、旅行商品の販売実績や内容の実情も明らかになっていく中で、本事業の本来の趣旨にそぐわないと判断されるものについては、本事業の支援の対象から外す措置をとっております。コンパニオンサービスについては、旅行者に対して接待等を行うことを主な目的としているため、本事業における参加事業者及び旅行者に対して求めている感染拡大防止の徹底等の観点から、そのサービスの内容に関わらず、接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は支援の対象外とすることといたしました。

【その他】

＜感染症対策＞

- Q107 本事業に参加する旅行者・宿泊事業者・OTA は、どのような感染症対策を講じることが求められるのでしょうか。
- A Go To トラベル事業による支援対象となる旅行者・宿泊事業者は、参加登録の申請の際に感染症拡大防止対策に係る「参加条件」を満たすことを求めます。詳細については、公表する概要資料を参照してください。
- Q108 「若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行」は、支援の対象外なのでしょうか。
- A 若者の団体旅行であることをもって支援の対象外とするものではなく、本事業への参加条件でも示しているような感染拡大防止策が適切に実施されていない場合にのみ、本事業の支援の対象外となります。
- この感染拡大防止策が適切に実施されているか否かについては、一義的には、旅行会社や宿泊施設などの参加事業者が判断することとなりますが、取扱う団体旅行が支援対象に当たるかどうか判断に悩まれる場合には、事務局や国にご相談ください。
- また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は、一般的にリスクが高いと考えられますが、修学旅行・教育旅行のように指導・引率の先生方がおられるなど、一定の規律に基づいて適切に旅行が実施されることが想定されるものについては、基本的に、控えるべき旅行には該当しないと考えています。
- Q109 参加条件に検温を実施とあるが、検温結果は書面で保管する必要があるのでしょうか。
- A 書面での保管までは必要ありません。
- Q110 参加条件に本人確認を実施とあるが、運転免許証等の本人確認書類はコピーを取って保管する必要があるのでしょうか。
- A コピーの保管までは必要ありません。
- Q111 セルフチェックインのホテルにおいても、検温や本人確認を行う必要があるのでしょうか。
- A すべての宿泊施設において、検温や本人確認(居住地確認含む。)を実施していただく必要があります。

具体的な実施方法について判断に悩まれる場合には、事務局や国に適切に相談できることといたします。

Q112 参加条件に本人確認を実施とあるが、本人を確認する書類について具体的に教えてください。また、旅行者が旅行当日、本人確認書類の携帯を忘れてしまうなどして、代表者または同行者の居住地を証明することができない場合の対応はどのようにするのでしょうか。

A 本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等

② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

家族の場合は子供の健康保険証と親(法定代理人)の本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)等)で足りるものとします。書類を持参していない場合などにおいては、後日、メールや FAX、郵送で写しをお送りいただくことでも足りることとしますが、必要な書類が提出されない場合には、GoToトラベル事務局に対しご連絡いただき、対応についてご相談ください。

※10月1日(木)以降に出発する旅行について、本人確認書類はこれまでと同様といたしますが、居住地確認は不要となります。

Q113 宿泊客に発熱や感冒症状などがある場合、どのように対処したらよいのでしょうか。

A 本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センター(※)に連絡し、その指示に従ってください。なお、当該宿泊客が医療機関を受診する場合であっても、当該宿泊客を医療機関まで送迎する必要はありません。検査受診者自身が自家用車等を利用して検査施設へ向かうことになっています。公共交通機関の利用は可能な限り避け、やむを得ず利用する場合にはマスク着用等の感染防止策の徹底をお願いします。地域によっては、そのような症状のある方のための搬送サービスを提供する事業者もあるため、お困りの際は最寄りの受診・相談センター、保健所にお問い合わせ下さい。

※宿泊客に発熱や感冒症状がでた場合に備え、あらかじめ、宿泊施設近隣の複数の医療機関の連絡先及び電話対応時間を確認しておくことが重要です。

医療機関につながらない場合は、受診・相談センター(基本的には、旧帰国者・接触者相談センターが引き続き体制を維持しております。)に連絡してください。なお、受診・相談センターの連絡先の電話番号は自治体によって、昼間と夜間、休日の番号が異なることがありますので、あらかじめ自治体HPなどにより確認してください。

Q114 発熱や感冒症状などがある宿泊客から、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターへの連絡などの協力を拒まれた場合どのようにすればいいのでしょうか。また、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターへの連絡後は、具体的にはどのように対応をすることとなるのでしょうか。

A Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項において、Go To トラベル利用者には、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、従業員の指示に従うことについて、あらかじめ同意いただいております。発熱や感冒症状などがある宿泊客がいらっしゃった場合には、まずは宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡いただき、指示に従って、他の宿泊客と区分した客室に待機いただく、あるいは宿泊施設への滞在を見合わせて、医療機関等を受診いただくなど必要な措置をお取りいただくこととなります。

Q115 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明しました。当該客に接した従業員や宿泊施設の管理者はどのように対処したらよいのでしょうか。

A 新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症 2 日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。宿泊者名簿を確認して関係者をリスト化して提供するなど保健所による積極的疫学調査に協力してください。

・当該従業員が濃厚接触者に該当する場合

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えていただきます。

・当該従業員が濃厚接触者に該当しない場合

引き続き就業させて構いませんが、健康状態に注意を払い、毎日の検温を実施してください。

Q116 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、当該客の同室者に対してはどのように対処したらよいのでしょうか。

A 同室の利用客がいる場合は、マスク着用をお願いし、客室内で待機し外出しないよう依頼してください。保健所が濃厚接触者と判断した場合には、保健所がその後の指示(検査の受診や行動制限)を出します。

Q117 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、当該客が使用した客室に関してどのように対処したらよいのでしょうか。

A 客室をはじめ、当該客の動線にあたる高頻度接触部位については、保健所の指示に従い、必要に応じて消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液等を使用して消毒を実施してください。具体的な消毒方法については、『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(2020年6月2日改訂 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター)』を参考にして、保健所と相談してください。

Q118 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、客室以外の館内施設及び設備に関してどのように対処したらよいでしょうか。

A 共用施設は可能な限り共用を中止し、保健所の指示に従い、速やかに消毒を実施してください。具体的な消毒方法については、『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年6月2日改訂 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター）』を参考にして、保健所と相談してください。

Q119 従業員が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明した場合、どのように対処したらよいでしょうか。

A 新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症 2 日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。保健所による積極的疫学調査に協力してください。館内施設については、保健所の指示に従い、速やかに消毒を実施してください。

Q120 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、営業を休止する必要があるのでしょうか。

A 保健所の指示にもよりますが、一律に営業を休止する必要はありません。宿泊施設等における感染の発生状況や、消毒の状況などをふまえて、ご判断ください。

Q121 宿泊客の感染が判明したため営業を休止していました。営業を再開するに当たり、感染防止対策の点で気をつけるべきことは何ですか。

A 保健所の指示を踏まえるとともに、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」を遵守いただくようお願いします。

Q122 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、Go To トラベル事業の支援対象外になりますか。

A Go To トラベル参加に当たっての遵守事項が守られているかどうかの確認をさせていただいた上で、不備があれば是正の指導をさせていただくこととなります。その上で、仮に不正などが発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取消しを行うこととなります。

Q123 施設内の感染防止対策について、専門家にチェックしていただきたいのですが、どのような方にお聞きしたらいいですか。

A まずは最寄りの保健所にご相談ください。

<当面の例外措置（札幌市・大阪市）>

Q124 札幌市及び大阪市着の旅行について、新規予約を停止すると聞いたが、Go To トラベル事業による支援の対象外となる旅行の定義について教えてください。

A 札幌市又は大阪市を目的地とする旅行のうち 12/15(火)24:00 までに出発する旅行の新規予約については、Go To トラベル事業の適用を一時停止します。
各事業者においては、ホームページ等を活用して 12/15(火)24:00 までに出発する旅行の新規予約の受付は停止する旨を利用者に対して周知徹底するとともに、必要なシステム改修等を可及的速やかに進めるようお願いいたします。

Q125 札幌市及び大阪市着の旅行について、既に予約済みの分についても Go To トラベル事業の支援対象外となると聞いたが、詳細を具体的に教えてください。

A 12/15(火)24:00 までに出発する札幌市又は大阪市を目的地とする旅行の既存の予約（今般の措置についての発表時(11/24(火)20:00)までにされた予約)についても、Go To トラベル事業の適用を一時停止します。
ただし、利用者の方々のご不便を考慮し、12/1(火)の出発分までは適用対象とします。

Q126 12/12(土)から 12/17(木)まで札幌市/大阪市を目的地とする旅行を既に予約していますが、支援を受けられるのでしょうか。

A 本事業による支援の対象外となります。ただし、例えば、旅行期間中の各日の宿泊を別個に予約している場合については、12/16(水)以降の宿泊分は対象となります。

Q127 「札幌市又は大阪市を目的地とする旅行」とのことですが、「目的地」の定義を教えてください。

A 宿泊を伴う旅行については宿泊地、日帰り旅行については旅行会社等があらかじめ定める主たる目的地とします。

Q128 札幌市又は大阪市以外の地域において宿泊する旅行であって、札幌市内又は大阪市内における観光等が行程に含まれる旅行については、本事業による支援の対象外となる「札幌市又は大阪市を目的地とする旅行」に該当するのでしょうか。

A 「札幌市又は大阪市を目的地とする旅行」には該当せず、本事業による支援の対象となります。

Q129 交通機関等により札幌市又は大阪市を通過して札幌市又は大阪市以外の地域に旅行する場合についても、「札幌市又は大阪市を目的地とする旅行」に該当し、本事業による支援の対象外となるのでしょうか。また、札幌市又は大阪市内に所在する駅等で乗り換える場合はどうでしょうか。

A 単に通過・乗り換えする場合は、「札幌市又は大阪市を目的地とする旅行」には該当せず、本事業による支援の対象となります。

- Q130 「宿泊施設に準ずるもの」として Go To トラベル事業による支援の対象となるクルーズ・夜行フェリー・寝台列車についての取扱いを教えてください。札幌市又は大阪市内の港や駅を発着するクルーズ・夜行フェリー・寝台列車についても、「札幌市又は大阪市内を目的地とする旅行」に該当し、本事業による支援の対象外となるのでしょうか。
- A 札幌市又は大阪市内の港や駅に到着するクルーズ・夜行フェリー・寝台列車についても、「札幌市又は大阪市内を目的地とする旅行」に該当し、本事業による支援の対象外となります。
- Q131 今般の措置により本事業による支援の対象外となる札幌市又は大阪市内を目的地とする旅行の予約をしていた旅行予定者は、当該予約をキャンセルしようとする場合には、旅行会社・宿泊施設等に対してキャンセル料を支払わなくてもよいと聞いたが、詳細を教えてください。
- A 12/15(火)24:00 までに出発する札幌市又は大阪市内を目的地とする旅行であって、Go To トラベル事業による支援の対象として予約されたもの(今般の措置についての発表時(11/24(火)20:00)までにされた予約)のうち、11/24(火)から 12/3(木)24:00 までにキャンセルされるものについては、旅行予定者は、事業者に対してキャンセル料を支払わなくてよいこととします。
- Q132 11/24(火)20:00 までに、適用の一時停止の対象となる旅行の予約をしたのですが、無料でキャンセルすることは可能ですか。
- A 12/3(木)24:00 までにキャンセルした場合には、当該旅行の予約をしていた旅行予定者は、事業者に対してキャンセル料を支払わなくてよいこととします。
- Q133 既にキャンセル料を支払ってしまったのですが、どのようにして返金してもらえるのですか。
- A 旅行を予約した旅行会社・オンライン予約サイト・宿泊施設に直接お問い合わせください。旅行者の方が、国や事務局に返金の申請をする必要はありません(国や事務局は返金の申請を受け付けません)。事業者がキャンセル料見合いの支払を受ける際の必要書類等の申請手続きや申請時期については、Go To トラベル事業の公式ホームページにおいてお知らせします。
- Q134 **札幌市又は大阪市内を目的地とする旅行の**キャンセル料を収受しないこととした(あるいは、既にキャンセル料を収受していた場合には全額を旅行予定者に返金している)場合において、事業者はキャンセル料見合いの支払いを事務局から受けることができるとのことだが、詳細について教えてください。
- A 以下の条件をすべて満たす旅行のキャンセルについて、**キャンセル料発生の有無にかかわらず**、キャンセル料見合いとして旅行代金の35%を、Go To トラベル事業の予算から事業者に対して支払います(宿泊は1人泊あたり1万4千円、日帰りは1人あたり7千円が支払額の上限)。なお、Go To トラベル事業の対象外とされている旅行商品については、本措置についても対象外となります。

- ① 旅行の目的地が札幌市又は大阪市であるもの
- ② 本事業の支援対象となる旅行・宿泊商品として予約されたもの
- ③ 予約日：11/23日(月)24:00までに予約されたもの
- ④ 取消日：11/24日(火)から12/3(木)24:00までの間にキャンセルされたもの
- ⑤ 出発日：11/24日(火)から12/15(火)24:00までに出発するもの
- ⑥ 事業者がキャンセル料を収受していないこと（収受してしまった場合は、全額を旅行者に返金していること）

Q135 旅行会社や宿泊施設が、事務局に対してキャンセル料見合いの旅行代金の35%を請求する場合の手続きについて教えてください。どのような書類が必要となるのですか。

A 事業者が事務局からキャンセル料見合いの支払いを受ける際の手続きについては、先般の東京都を発着する旅行を適用対象外とした際の対応と同様とする方向で検討しており、具体的には、予約記録がわかる書類(予約日・取消日・旅行先・旅行日等が記載されている事務局が指定した様式の書類)などの提出を求めることを予定しています。提出書類の様式については、Go Toトラベル事業の公式ホームページにおいて詳細をお知らせいたします。**事業者におかれては、申請対象となるキャンセルについて、代表者が札幌市/大阪市に居住する者の場合にあっては代表者の居住地情報を含む予約情報を、同行者に札幌市/大阪市に居住する方がいる場合にあっては当該同行者の居住地情報を含む予約情報を、確認・保管願います。**

なお、申請内容の適切性を確認するため、書類の追加提出を求めるとともに、事務局が調査を行う可能性があります。また、国としても法令に基づく立入検査を実施する場合があります。これらの調査等(事業者・旅行者などからの通報を含む)を通じて仮に不正が発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取消しを行うとともに、事業者名の公表、不正受給分の返還請求及び刑事告訴・告発を行う場合があります。

Q136 旅行をキャンセルすることになってしまいましたが、既に受け取ってしまった地域共通クーポンはどのように取り扱われますか。

A 地域共通クーポンの発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行会社等に必ず返却して下さい。返却が行われない場合には、給付金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、当該地域共通クーポンを使用した場合には詐欺罪等に問われる可能性があります。

Q137 札幌市又は大阪市を目的地とする旅行について本事業による支援の対象外となることですが、本事業による支援の対象となる旅行で受領した地域共通クーポンについても札幌市又は大阪市での利用は対象外ですか。例えば、京都府内に宿泊した場合に発行される地域共通クーポンを大阪市内の取扱店舗で使うことはできますか。

A 利用可能です。

- Q138 札幌市又は大阪市に居住する方の旅行について、本事業を利用した新規予約・既存予約に係る旅行を控えるよう呼びかけると聞いたが、対象となる旅行の定義について教えてください。
- A 札幌市又は大阪市に居住する方においては、12/15(火)24:00 までに出発する旅行は控えていただきますようお願いいたします。
各事業者においては、ホームページ等を活用して、札幌市又は大阪市に居住する方の 12/15(火)24:00 までに出発する旅行について、新規予約は控えて欲しい旨、既存予約についてキャンセルをして欲しい旨及び 12/7(月)24:00 までのキャンセルは無料となる旨を、利用者に対して周知徹底をお願いいたします。
- Q139 札幌市/大阪市に居住する者ですが、12/15(火)までに出発する旅行を既に予約していますが、支援を受けられるのでしょうか。
- A 旅行を控えていただくようお願いいたします。本来キャンセル料がかかるタイミングでのキャンセルであっても、12/7(月)24:00 までは無料でキャンセル可能です。
- Q140 札幌市/大阪市に居住する者ですが、本事業による支援の対象となる旅行の予約をキャンセルしようとする場合には、旅行会社・宿泊施設等に対してキャンセル料を支払わなくてもよいと聞いたが、詳細を教えてください。
- A 札幌市又は大阪市に居住する方による 12/15(火)24:00 までに出発する旅行(一つの予約の中で札幌市又は大阪市に居住する者が同行者に含まれる場合を含む。)であって、Go To トラベル事業による支援の対象として 11/27(金)24:00 までに予約されたもののうち、今般の措置の発表時(11/27(金)19:00)から 12/7(月)24:00 までにキャンセルされるものについては、旅行予定者は、事業者に対してキャンセル料を支払わなくてよいこととします。事業者から、代表者又は同行者の居住地情報等の確認を求められる場合がありますので、ご注意ください。
- Q141 「代表者が札幌市/大阪市に居住する者で同行者にそれ以外の者がいる場合」又は「代表者は札幌市/大阪市居住する者ではないが、同行者に札幌市/大阪市に居住する者がいる場合」も無料キャンセルの対象になりますか。
- A 一つの予約の中であれば、いずれも予約全体が無料キャンセルの対象になります。事業者から、代表者又は同行者の居住地情報等の確認を求められる場合がありますので、ご注意ください。
- Q142 札幌市/大阪市に居住する者のキャンセル料を収受しないこととした(あるいは、既にキャンセル料を収受していた場合には全額を旅行予定者に返金している)場合において、事業者はキャンセル料見合いの支払いを事務局から受けることができるとのことだが、詳細について教えてください。
- A 以下の条件をすべて満たす旅行のキャンセルについて、キャンセル料発生の有無にかかわらず、キャンセル料見合いとして旅行代金の 35%を、Go To トラベル事業の予算から事業者に対して支払います(宿泊は 1 人泊あたり 1 万 4 千円、日帰

りは1人あたり7千円が支払額の上限)。なお、Go To トラベル事業の対象外とされている旅行商品については、本措置についても対象外となります。

- ① 札幌市又は大阪市に居住する方の旅行(一つの予約の中で同行者に札幌市又は大阪市に居住する方がいる場合を含む。)
- ② 本事業の支援対象となる旅行・宿泊商品として予約されたもの
- ③ 予約日:11/27日(金)24:00までに予約されたもの
- ④ 取消日:11/27日(金)19:00から12/7(金)24:00までの間にキャンセルされたもの
- ⑤ 出発日:11/27日(金)19:00から12/15(火)24:00までに出発するもの
- ⑥ 事業者がキャンセル料を収受していないこと(収受してしまった場合は、全額を旅行者に返金していること)

<当面の例外措置(東京都)>

Q143 東京都に居住する方の旅行・東京都を目的地とする旅行について、65歳以上の方及び糖尿病や心血管疾患など基礎疾患を持っている方に対し、本事業を利用した新規予約・既存予約に係る旅行を控えるよう呼びかけると聞いたが、対象となる旅行の定義について教えてください。

A 東京都に居住する方の旅行・東京都を目的地とする旅行について、65歳以上の方及び糖尿病や心血管疾患など基礎疾患を持っている方(以下「高齢者等」という。)におかれては、12/17(木)24:00までに出発する旅行は控えていただきますようお願いいたします。

各事業者においては、ホームページ等を活用して、上記に該当する12/17(木)24:00までに出発する旅行について、新規予約は控えて欲しい旨、既存予約についてキャンセルをして欲しい旨及び12/13(日)24:00までのキャンセルは無料となる旨を、利用者に対して周知徹底をお願いいたします。なお、高齢者等に係る旅行のみが無料キャンセルの対象となりますので、事業者におかれては、旅行予定者から高齢者等である旨の自己申告があったキャンセルについて、キャンセル料を収受しないよう、また、キャンセル料を既に収受している場合には速やかに利用者へ全額を返金していただくよう、お願いいたします。

Q144 東京都に居住する方の旅行・東京都を目的地とする旅行について、65歳以上の方及び糖尿病や心血管疾患など基礎疾患を持っている方(以下「高齢者等」という。)はキャンセルをするにあたり、事業者へ高齢者等である旨の自己申告が必要とのことですが、具体的な申告の仕方について教えてください。また、具体的な基礎疾患の内容まで自己申告する必要があるのでしょうか。

A 旅行者の皆様におかれては、高齢者等であることを証する書類(運転免許証や診断書等)の提出までは必要ありません。高齢者等である旨を事業者へ電話やメール等でお伝えいただくよう、お願いいたします。また、具体的な基礎疾患の内容についても申告する必要はなく、基礎疾患がある旨の申告で足りることとしております。

Q145 東京都に居住する/東京都を目的地とする旅行を計画する 70 歳の者ですが、12/17(火)までに出発する旅行を既に予約していますが、支援を受けられるのでしょうか。

A 旅行を控えていただくようお願いします。本来キャンセル料がかかるタイミングでのキャンセルであっても、65 歳以上である又は糖尿病や心血管疾患など基礎疾患を持っている旨を旅行を予約した旅行会社・オンライン予約サイト・宿泊施設に自己申告いただければ、12/13(日)24:00 までは無料でキャンセル可能です。

Q146 東京都に居住する/東京都を目的地とする旅行を計画する 70 歳の者ですが、本事業による支援の対象となる旅行の予約をキャンセルしようとする場合には、旅行会社・宿泊施設等に対してキャンセル料を支払わなくてもよいと聞いたが、詳細を教えてください。

A 東京都に居住する方の旅行・東京都を目的地とする旅行について、65 歳以上の方及び糖尿病や心血管疾患など基礎疾患を持っている方(以下「高齢者等」という。)による 12/17(木)24:00 までに出発する旅行(一つの予約の中で上記の者が同行者に含まれる場合を含む。)であって、Go To トラベル事業による支援の対象として 12/1(火)24:00 までに予約されたもののうち、12/1(火)18:00 から 12/13(日)24:00 までにキャンセルされるものについては、旅行予定者は、高齢者等であることを旅行を予約した旅行会社・オンライン予約サイト・宿泊施設に対して自己申告することにより、事業者に対してキャンセル料を支払わなくてよいこととします。

Q147 既にキャンセル料を支払ってしまったのですが、どのようにして返金してもらえるのですか。

A 旅行を予約した旅行会社・オンライン予約サイト・宿泊施設に直接お問い合わせください。旅行者の方が、国や事務局に返金の申請をする必要はありません(国や事務局は返金の申請を受け付けません)。事業者がキャンセル料見合いの支払を受ける際の必要書類等の申請手続きや申請時期については、Go To トラベル事業の公式ホームページにおいてお知らせします。

Q148 東京都に居住する方の旅行・東京都を目的地とする旅行について、65 歳以上の方及び糖尿病や心血管疾患など基礎疾患を持っている方(以下「高齢者等」という。)の旅行におけるキャンセル料を収受しないこととした(あるいは、既にキャンセル料を収受していた場合には全額を旅行予定者に返金している)場合において、事業者はキャンセル料見合いの支払いを事務局から受けることができるとのことだが、詳細について教えてください。

A 以下の条件をすべて満たす旅行のキャンセルについて、キャンセル料見合いとして旅行代金の 35%を、Go To トラベル事業の予算から事業者に対して支払います(宿泊は

1人泊あたり1万4千円、日帰りは1人あたり7千円が支払額の上限)。なお、Go To トラベル事業の対象外とされている旅行商品については、本措置についても対象外となります。

- ① 東京都に居住する方の旅行・東京都を目的地とする旅行(一つの予約の中で同行者に東京都に居住する方がいる場合を含む。ただし、旅行の参加予定者の全員が高齢者等に該当しないことが明らかである場合を除く。)
- ② 本事業の支援対象となる旅行・宿泊商品として予約されたもの
- ③ 予約日:12/1(火)24:00 までに予約されたもの
- ④ 取消日:12/1(火)18:00 から 12/13(日)24:00 までの間にキャンセルされたもの
- ⑤ 出発日:12/1(火)18:00 から 12/17(木)24:00 までに出発するもの
- ⑥ 事業者がキャンセル料を収受していないこと(収受してしまった場合は、全額を旅行者に返金していること)

Q149 旅行会社や宿泊施設が、事務局に対してキャンセル料見合いの旅行代金の 35%を請求する場合の手続きについて教えてください。どのような書類が必要となるのですか。

A 事業者が事務局からキャンセル料見合いの支払いを受ける際の手続きについては、先般(7/22～9/30)の東京都を発着する旅行を適用対象外とした際の対応と同様とする方向で検討しており、具体的には、予約記録がわかる書類(予約日・取消日・旅行先・旅行日等が記載されている事務局が指定した様式の書類)などの提出を求めることを予定しています。キャンセルがあった旅行者について、高齢者等に該当することを証明する書類の保管・提出は不要ですが、高齢者等に該当しないことが明らかである場合には、国による負担の対象外となりますので、そのような場合には事業者において申請を行わないようお願いいたします。提出書類の様式については、Go To トラベル事業の公式ホームページにおいて詳細をお知らせいたします。なお、申請内容の適切性を確認するため、書類の追加提出を求めるとともに、事務局が調査を行う可能性があります。また、国としても法令に基づく立入検査を実施する場合があります。これらの調査等(事業者・旅行者などからの通報を含む)を通じて仮に不正が発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取消しを行うとともに、事業者名の公表、不正受給分の返還請求及び刑事告訴・告発を行う場合があります。

<公費出張>

Q150 公費による公務員の出張において、Go To トラベル事業を使えるのでしょうか。

A 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定しておりませんので、公費出張での本事業の利用を控えることを求めています。この

点について、各府省庁等、各地方公共団体に対して、通知・事務連絡により周知しております。

Q151 公費による公務員の出張には修学旅行等を引率する教員の出張も含まれるのでしょうか。

A 公費で修学旅行等を引率する教員につきましても本事業の利用を控えていただくよう各教育委員会等に対して、通知・事務連絡により周知しております。

Q152 公費での出張等については Go To トラベル事業の利用の自粛を求めているところ、行政機関が民間事業者に委託した事業内で出張が必要になった場合についても、同様に利用の自粛を求めるのか。

A 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定しておりません。また、委託事業や補助事業において事業実施先が行う業務・出張は企業の業務の必要性に基づいて行われ、企業において経費として支払われることが一般的であるところ、本事業は企業の負担軽減を目的としたものではないとともに、より多くの旅行者にご利用いただく観点から、極力利用を控えていただくこととします。

Q153 行政が、姉妹都市交流を目的に域内在住・在学者を対象としたバスツアーを民間旅行会社に委託して実施するに当たり、Go To トラベルキャンペーンの対象事業(受注型企画旅行)に該当するのでしょうか。

A 該当します。

<税務上の取扱い>

Q154 消費税の課税事業者該当する旅行・宿泊事業者が、GoTo トラベル対象の旅行・宿泊商品 22,000 円(消費税込)を販売する場合、その代金のうち、旅行者から現金等で 14,300 円受領し、事務局から 7,700 円受領することになりますが、旅行・宿泊事業者における消費税の課税売上げはいくらとなるのですか。

A GoTo トラベル事業は、宿泊・日帰りの国内旅行を対象に、旅行代金の2分の1相当額の給付(支援)を行うもので、そのうちの7割(旅行代金の 35%)が旅行代金に充当される(国が旅行代金の 35%を負担する)ものです。

国からの給付金の給付先は旅行者ですが、旅行者は実際に收受することではなく、旅行・宿泊事業者が旅行者に代わって給付金を受領することになります。

このため、旅行・宿泊事業者が販売する旅行・宿泊商品の対価の額が変わるものではありません(旅行・宿泊事業者が値引きを行うものではありません。)

したがって、消費税の課税事業者該当する旅行・宿泊事業者が、GoTo トラベル対象の旅行・宿泊商品 22,000 円(消費税込)を販売する場合、旅行・宿泊事業者の消費税の課税売上げ(税抜)は、20,000 円となります。

<旅行・宿泊事業者の処理例(税抜経理)>

(旅行・宿泊商品販売時)

現金等 14,300 / 売上 20,000(消費税課税)
未収入金 7,700 / 仮受消費税(10%) 2,000

(事務局から受領時)

現金等 7,700 / 未収入金 7,700

Q155 消費税の課税事業者に該当する地域共通クーポンの取扱店舗(土産物店等)が、2,200円(消費税込)の商品販売の際に、1,000円分の地域共通クーポンと現金1,200円を受領する場合、取扱店舗における消費税の課税売上げはいくらとなるのですか。

A. 地域共通クーポンは、旅行先の土産物店等での商品代金等の支払に利用できるものとして、国から旅行者に給付されるもので、国が商品代金等の一部を負担するものです。このため、地域共通クーポンの取扱店舗が販売する商品の対価の額が変わるものではありません(取扱店舗が値引きを行うものではありません。)

したがって、消費税の課税事業者に該当する取扱店舗が、2,200円(消費税込)の商品販売の際に、1,000円分の地域共通クーポンと現金1,200円を受領する場合、取扱店舗の消費税の課税売上げ(税抜)は、2,000円となります。

<地域共通クーポンの取扱店舗の処理例(税抜経理)>

(商品販売時)

現金等 1,200 / 売上 2,000(消費税課税)
未収入金 1,000 / 仮受消費税(10%) 200

(クーポン精算時)

現金等 1,000 / 未収入金 1,000

Q156 地域共通クーポンはお釣りを出さないとのことですが、消費税の課税事業者に該当する地域共通クーポンの取扱店舗(土産物店等)が、880円(消費税込)の商品販売の際に、1,000円の地域共通クーポンを受領した場合、取扱店舗における消費税の課税売上げはいくらとなるのですか。

A. 消費税の課税事業者に該当する地域共通クーポンの取扱店舗(土産物店等)が、レシート等により、通常販売価格が消費税(10%)込で880円(もしくは税抜価格800円、消費税額80円)であることを消費者に明示し、差額の120円について、雑収入など、不課税収入として経理している場合には、取扱店舗の課税売上げ(税抜)は800円となります。

なお、取扱店舗が、通常販売価格と釣銭相当額をレシート等において区分していない場合には、消費税込1,000円で商品を買ったこととなりますので、取扱店舗の課税売上げ(税抜)は909円となります。

<レシート表記の例>

レシート			
〇〇ストア			
〇〇県…			
2020年10月XX日(土) 16:45			
ガッパ	1点	880	880円
合 計			880円
	10%タイヨウ		880円
	(内消費税)		80円
金券等		1,000円	
お釣		120円	

※レジシステムの入力の都合上「お釣」の表示が出て、実際にはお釣は出さない。

<地域共通クーポンの取扱店舗の処理例(税抜経理)>

(商品販売時)

未収入金	1,000	／	売 上	800(消費税課税)
				仮受消費税等(10%) 80
			雑収入	120(消費税不課税)

(クーポン精算時)

現金等	1,000	／	未収入金	1,000
-----	-------	---	------	-------

Q157 Go To トラベル事業を利用して旅行した場合、国による支援額（旅行代金の2分の1相当額）は課税対象になるのか。

A Go To トラベル事業は国内旅行を対象に、旅行業者等を通じて、宿泊・日帰り旅行代金の2分の1相当額の給付を旅行者に対して行うものであり、この給付は税務上、旅行者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。

ただし、課税対象になるとはいえ、一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得（懸賞や福引きの賞金品や競馬や競輪の払戻金等※）とされる金額とGo To トラベル事業による給付額との合計額が年間50万円を超えない限り、旅行者個人の課税所得は生じません。

※ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1490.htm>

<説明会>

Q158 本事業に関する説明会は、いつ、どこでやるのでしょうか。

A 公式HPにおいて案内しております。

Q159 より多くの事業者の参加を促すため、説明会を録画して配信したり、オンラインでの説明会を開催するなどの工夫を行うべきではないでしょうか。

A これまで説明会に参加できなかった方々を対象に、7月29日に Web 説明会を開催しました。8月も順次開催することとしております。加えて、対面での説明会も8月から順次追加開催することとしています。詳細は公式 HP をご確認ください。

Q160 地域の旅行・宿泊事業者はどのように登録にかかる情報を入手し、どのように手続きを行えば良いか。

A これまで説明会に参加できなかった方々を対象に、7月29日に Web 説明会を開催しました。8月も順次開催することとしております。加えて、対面での説明会も8月から順次追加開催することとしています。詳細は公式 HP をご確認ください。また、今後各地域においても事務局を設けることにより、地域の事業者がアクセスしやすい体制も整えていく予定です。

Q161 不明な点はどこに問い合わせればよいのでしょうか。

A 事務局の電話専用相談窓口にお問い合わせください。

一般利用者の方:0570-002442(ナビダイヤル 受付時間:10時~19時 年中無休)
03-6636-9457 (受付時間:10時~19時 年中無休)

事業者の方:0570-017345(ナビダイヤル 受付時間:10時~19時 年中無休)
03-6747-3986 (受付時間:10時~19時 年中無休)

Q162 質問については、営業時間が限られるコールセンターでの対応だけでなく、メールや専用サイト等で質問を受け付けていただけますでしょうか。

A コールセンターでの対応の他、事業者や旅行者の皆様からよくいただくご質問についてとりまとめ公表させていただいているとともに、GoToトラベル事務局HPにおいて、LINEによるチャットボットについてもご案内させて頂いているところです。

【地域共通クーポン】

<総論・制度概要>

Q163 地域共通クーポンとはどのようなもののでしょうか。

A 旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、地域共通クーポン取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など)で使用できるクーポンのことを言います。

Q164 地域共通クーポンの支援(支援額の3割(旅行代金の15%分))について、旅行代金割引に充てずに、地域共通クーポンとして付与する理由は何ですか。

A 今回の Go To トラベル事業においては、失われた旅行需要を回復するとともに、旅行中における地域での消費も喚起する観点から、消費者への還元額について、旅行代金割引の形だけでなく、一部を旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、地域交通機関等で使用可能なクーポンの形で付与することとしています。

Q165 地域共通クーポンは、紙の商品券なのでしょうか。

A 紙媒体のクーポン(紙クーポン)のほか、電子媒体のクーポン(電子クーポン)があります。なお、電子クーポンの場合は取扱店舗において、特段の設備等を用意していただく必要はございませんが、旅行者がスマートフォン等で通信できる環境下にあることが必要です。(圏外では決済できません。)

Q166 紙クーポンと電子クーポンのどちらが発行されるかは、どのように決まりますか。

A 旅行・宿泊商品をどこで申し込みするかによって決まります。

① 実店舗型の旅行者等において申込をする場合

→ 原則として紙クーポンを、旅行出発前に旅行者等から旅行者に引き渡します。

② オンライン型の旅行者等(オンライン予約サイト等)において申込をする場合

→ 紙クーポンを宿泊施設において引き渡す場合と、電子クーポンによる場合があります。旅行者等ごとに対応が異なりますので、旅行の申込時に旅行者等に御確認下さい。

③ 宿泊施設に直接申込をする場合

→ 原則として紙クーポンを、宿泊施設のチェックイン時に旅行者に引き渡します。

なお、地域共通クーポンに代わるものとして、独自のポイント制度や地域電子通貨制度が利用される場合があります。詳しくは、旅行の申込時に、各旅行者等や宿泊施設に御確認ください。

Q167 地域共通クーポン取扱店舗において、紙クーポン、電子クーポンのいずれか一方のみ取り扱うことはできますか。

A できます。

取扱店舗は、紙クーポン・電子クーポンそれぞれの取扱いの可否が明確になるよう、登録が完了した取扱店舗にお送りする販売ツール(ポスター及びステッカー)に取扱可能なクーポンの種類を明示(※)した上で、利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

※ポスター・ステッカーには、取扱可能なクーポン(紙 and/or 電子)を記入する欄があります。

Q168 紙クーポンを電子クーポンに変更することはできますか。電子クーポンを紙クーポンに変更することはできますか。

A できません。

Q169 地域共通クーポンの券種にはどのようなものがありますか。複数枚の利用や紙クーポンと電子クーポンの併用は可能ですか。

A 紙クーポンは、1,000円券の1種類です。

電子クーポンは、1,000円券、2,000円券、5,000円券の3種類です。

一回の会計において複数枚を利用することも、紙クーポンと電子クーポンを併用することも可能です。(給付額の計算に当たって、1,000 円未満の端数が生じる場合には 1,000 円未満を四捨五入(端数が 500 円以上の場合は 1,000 円のクーポンを付与)します。)

Q170 地域共通クーポンは1枚 1,000 円単位で発行し、1,000 円未満は四捨五入されるとのことですが、四捨五入の結果、「旅行代金の割引」と「地域共通クーポン」の支援額の合計が1/2を超えてもよいのでしょうか。

A 地域共通クーポンの端数処理(1,000 円単位で発行、1,000 円未満は四捨五入)の結果、総支援額が旅行代金の 1/2 相当額を超えることは許容します。

Q171 旅行代金の総額が 3,334 円未満となる場合、地域共通クーポンの取扱いはどのようになりますか。

A 旅行代金の割引支援の対象ですが、地域共通クーポンは発行されません。
($3,333 \text{ 円} \times 15\% = 499.95 < 500 \text{ 円} \rightarrow 1,000 \text{ 円未満の端数について四捨五入すると、0 円}$)

Q172 地域共通クーポンの給付額を計算するに当たって、旅行者 1 人当たりの旅行代金に基づいて計算するのですか、それとも、旅行商品の総旅行代金に基づいて計算するのですか。例えば、以下の事例において、いずれの計算方法が正しいのですか。

【設例】コテージ1棟を借りて6人で宿泊する場合(合計の宿泊料金が 16,000 円)

①旅行者ごとに個別に計算する場合

$16,000 \text{ 円} \div 6 = 2,667 \text{ 円/人の支払}$

$2,667 \text{ 円/人} \times 15\% = 400 \text{ 円/人}$

地域共通クーポンの給付額 $\rightarrow 0 \text{ 円} \times 6 \text{ 人} = 0 \text{ 円}$

②旅行予約単位で計算する場合

$16,000 \text{ 円} \times 15\% = 2,400 \text{ 円}$ 地域共通クーポンの給付額 2,000 円

A 旅行予約単位で地域共通クーポンの給付額を計算します。設例の場合には、②の方法によります。

Q173 地域共通クーポンで支払いをした場合、お釣りはどののでしょうか。

A 紙クーポンについても、電子クーポンについても、お釣りはできません。

Q174 いつの旅行から、地域共通クーポンが発行されるのでしょうか。

A 令和2年10月1日以降に開始する旅行から、地域共通クーポンが配布されます。

Q175 10月1日より前に、10月1日以降に開始する旅行を申し込みましたが、地域共通クーポンの発行の対象となりますか。

A 対象です(地域共通クーポンがもらえます)。

地域共通クーポンの発行対象となるか否かについては、旅行の予約日ではなく、実際の旅行日で判断します。

なお、パッケージツアー旅行商品で、地域共通クーポン開始の日(10月1日)前後にまたがる場合、当該日後の旅行代金を区別できないため、全体が対象外です。ただし、旅行期間中の各日の宿泊を別個に予約している場合等の区別できる場合には、当該日以降について対象です。

Q176 旅行者が800円の商品に対して、地域共通クーポン1000円分を使って支払った場合、地域共通クーポン取扱店舗は事務局からいくら精算されますか。

A 地域共通クーポンの額面のとおり、1000円支払われます。(取扱店舗は、お釣りを払わないでください。)

Q177 旅行先で使わなかった地域共通クーポンは払い戻しできるのでしょうか

A 払い戻しはできません。

Q178 地域共通クーポンを紛失してしまいましたが、再発行できますか。

A できません。

Q179 旅行をキャンセルすることになってしまいましたが、既に受け取ってしまった地域共通クーポンはどのように取り扱われますか。

A 地域共通クーポンの発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行会社等に必ず返却して下さい。返却が行われない場合には、給付金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。

Q180 地域共通クーポンの利用可能場所・利用可能時期については、クーポン券に印字されるのでしょうか。旅行代理店や宿泊施設で記入等する必要があるのでしょうか。

A 旅行代理店や宿泊施設において旅行者に地域共通クーポン(紙クーポン)を引き渡す際に、利用可能地域・利用可能期間をスタンプ等により記入していただく必要があります。このために必要となる日付印等については、各旅行代理店や宿泊施設に事務局よりお送りさせていただきます。

Q181 電子クーポンの場合、旅行者は、利用可能地域や利用可能期間がわかるのですか。

A わかります。

<利用可能地域>

Q182 地域共通クーポンは、旅行先の都道府県とその「隣接」都道府県において利用できることですが、「隣接」の考え方について教えてください。

A 陸地で接する又は道路・鉄道によって(※)接続する都道府県のほか、航路(日帰りで往復ができる航路に限る。)によって接続する都道府県は隣接する都道府県とみなします。
※例えば、東京湾アクアラインによって接続する神奈川県―千葉県、青函連絡鉄道によって接続する北海道―青森県など
(航路で接続しているもの)

東京都－静岡県、和歌山県－徳島県、香川県－兵庫県、愛媛県－山口県・大分県、山口県－大分県、長崎県－福岡県・熊本県、鹿児島県－沖縄県

Q183 複数の都道府県を跨いだ宿泊旅行商品の場合(例:1泊目 神奈川県、2泊目 愛知県)、どこの地域の地域共通クーポンが発行されますか。

A 複数の宿泊地を内容に含む旅行の場合については、最初の宿泊地において、すべての地域共通クーポン(最初の宿泊地の属する都道府県及びその隣接都道府県を利用地域とするもの)を旅行者に配布することとなります。
ただし、旅行業者等が対応できる場合には、宿泊地ごとに分割して配布することができます。詳細は各旅行業者等にお問い合わせください。

<登録可能店舗、利用できる商品・サービス>

Q184 宿泊施設内に飲食店や土産物店がある場合、地域共通クーポン取扱店舗として登録できますか。

A できます。ただし、宿泊代金の支払を地域共通クーポンで行うことはできません。
また、当該宿泊施設が宿泊施設として参加事業者登録をしていた場合でも、別途地域共通クーポン取扱店舗としての登録をしていただくことが必要です。

Q185 公営企業体(例:市営地下鉄・市電等)は、地域共通クーポン取扱店舗として登録できますか。

A できます。

Q186 地域共通クーポン取扱店舗となった場合、移動販売等(例:キッチンカー)で他の場所で営業した場合でも、地域共通クーポンを取り扱っても構わないですか。

A 申請時に登録した当該地域共通クーポン取扱店舗の属する都道府県の範囲内であれば、取り扱うことができます。

Q187 地域共通クーポンを乗車船券の購入に利用したいのですが、「隣接都道府県」を超えた地域への乗車船券に利用できますか。

A できません。
他方、地域共通クーポンの利用可能地域内でサービスが完結するもの、利用者自身が利用可能地域外に出ないもの(例:宅配等の配送サービス)は、利用できます。

Q188 地域共通クーポンは何に利用でき、何に利用できませんか。

A 地域共通クーポンは、旅行中における地域での消費を喚起する観点から、幅広い業種・業態を対象とする予定です。利用対象外となるものとしては、税金の支払い、宝くじ、水道光熱費の支払い、金券等があります。詳細は、「地域共通クーポン取扱要領」を御確認下さい。

- Q189 麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター店は、地域共通クーポン取扱店舗として登録できますか。
- A 対象外です。
- Q190 麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター店は、風営法に基づく遊技場営業として地域共通クーポンの利用対象外となるとのことですが、宿泊施設の中にあるゲームコーナーも同様に対象外ですか。
- A ゲームコーナーで利用対象外となるのは、風営法に規定する「風俗営業」を営む店舗に限られます。したがって、宿泊施設の一角に設置されるゲームコーナー等は、「風俗営業」に該当しない場合、地域共通クーポンの利用対象となり得ます。
- Q191 性風俗関連特殊営業(ソープランド等)は、地域共通クーポン取扱店舗として登録できますか。
- A 対象外です。
- Q192 接待飲食等営業(スナック、キャバレー等)は、地域共通クーポン取扱店舗として登録できますか。
- A 対象外です。
- Q193 風営法(接待飲食等営業)の適用を受ける料亭や食事処については、地域共通クーポンの利用対象となるのですか。
- A 原則としてなりません。ただし、観光資源として特に重要と地域の観光協会等が認めるなど一定の要件を満たす場合には、対象となる場合がありますので事務局にご相談下さい。
ただし、その場合であっても、地域共通クーポンの利用は接待を伴わない飲食の場合に限ります(接待を伴う飲食にはご利用いただけません)。
- Q194 カラオケは、地域共通クーポン取扱店舗として登録できますか。
- A 対象外です。ただし、カラオケの機器を利用しないことが明確にされている場合はこの限りではありません。
- Q195 寺社仏閣の拝観料、お守り代、宝物館入館料などは、地域共通クーポンを利用できますか。
- A 寄附にあたるものは利用できません。寄附にあたるか否かは、それぞれの寺社仏閣で判断ください。
- Q196 観光施設の年間パスポートや有効期間が地域共通クーポンの利用可能期間を超える企画乗車船券などについては、地域共通クーポンは利用できますか。

- A 地域共通クーポンの利用可能期間を超えるものであっても、その有効期間が地域共通クーポンの利用可能期間に含まれていて(重なっていて)、旅行中に利用されることが予定されるものは、地域共通クーポンの利用対象とすることができます。
(例えば、ある博物館の年間パスポートについて、旅行中の来訪時に購入して当該年間パスポートを利用して入場するような場合は認められます。)
- Q197 地域共通クーポンの利用可能地域外の駅までの乗車券は、地域共通クーポンの利用対象外ですか。
- A 利用対象外です。地域共通クーポンの利用可能地域内でサービスが完結しないものは、利用対象とならないためです。
- Q198 カーシェアリングは、レンタカーと同様に地域共通クーポンの利用対象ですか。
- A 対象です。
- Q199 ガソリン代は、地域共通クーポンの利用対象ですか。
- A 対象です。
- Q200 定期観光バスの利用に、地域共通クーポンは使えますか。
- A 使えます。
- Q201 地域共通クーポンで購入できないものの一つとして「店舗が独自に発行する商品券」があげられていますが、例えば、返金不可の地域で使える観光施設フリー入場券や、商店街など狭いエリアに限定したお食事券などは、地域共通クーポンの利用対象となるのですか。
- A 例えば、返金不可の地域で使える観光施設フリー入場券であれば、換金性の高いものではなく、観光地における消費の喚起に寄与するものと考えられることから、地域共通クーポンの利用対象となると考えられます。
また、限定された地域において使える食事券などは、一般的には換金性の高いものとは考えられないことから、それらが観光地における消費の喚起に寄与するものであれば、地域共通クーポンの利用対象となると考えられます。
- Q202 地域共通クーポン取扱店舗は、地域共通クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際に返金してはいけないとされていますが、台風等により商品やサービス(例:企画乗車船券、体験アクティビティ等)を旅行者に提供できなかった場合でも、地域共通クーポン取扱店舗として旅行者に返金してはいけないのですか。
- A 自然災害その他の旅行者の責めに帰さない事由により、地域共通クーポンと引き換えに提供することとしていた商品又はサービスがやむを得ず提供できないこととなった場合には、地域共通クーポン取扱店舗として旅行者に返金をすることは可能です。

Q203 観光列車やフェリーの車内・船内販売は地域共通クーポン取扱店舗として登録できるのか。

A ある地域共通クーポン利用エリア内でサービスが完結する交通サービスの中で行われる車内販売については、路線・便を一店舗として、その運行・運航範囲等の情報を予め事務局に申請し、承諾を得た場合には地域共通クーポンの取扱店舗となることができます。

(例)A 県～C 県(連続する3県)で運行する観光列車の車内販売の場合
→B 県に所在する店舗とみなして登録可能

(例)D 県～E 県(隣接する2県)で運航するフェリーの船内販売の場合
→D 県又は E 県のどちらかに所在する店舗として登録可能

また、宿泊施設に準ずるものとして登録を受けた寝台列車、クルーズ船、夜行フェリーにおける車内・船内販売についても、地域共通クーポンの取扱店舗の登録をすることができます。

(例)G 県～H 県(隣接しない2県)で運航する夜行フェリーの船内販売の場合
→G 県・H 県の両方に所在する店舗とみなして登録可能

(宿泊施設内における飲食店や土産物店等の取扱いと同じく、複数の直営店舗をまとめて1施設として登録することができます。)

Q204 地域共通クーポンは、通信販売により提供される商品・サービスにも使えますか。

A 使えません。

Q205 地方公共団体が運営する美術館や博物館など、公共施設の使用料等に利用された「地域共通クーポン」を地方公共団体の歳入として受け入れることはできますか。

A 地方公共団体への使用料等の支払いについて、「地域共通クーポン」が利用された場合には、「地域共通クーポン」自体を歳入とすることはできませんが、当該「地域共通クーポン」に係る給付金をもって歳入とすることができます。

なお、「地域共通クーポン」の利用及び国からの給付金の地方公共団体への給付は、使用料等について、国による後払いがなされるものと整理することができます。

そのため、地方公共団体の条例や規則により、使用料等について、前払いに限ることや延滞金が生じることを定めている場合には、所要の措置を講ずる必要があるものと考えられます。

なお、公の施設について指定管理者制度を活用した場合の利用料金については、地方自治法上特段の定めはございません。

<登録手続き>

Q206 地域共通クーポン取扱店舗になるには、どうしたらよいですか。

A 令和2年9月8日より、地域共通クーポン取扱店舗の登録申請を受け付けております。登録に当たっては、原則として法人(事業者)ごとに、取扱店舗登録申請書(事業者の名称・所在地・連絡先等記載)、取扱希望店舗リスト、Go To トラベル事業参加同意書、

口座確認書、口座情報が確認できる書類、日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類等を事務局に提出していただくことが必要です。

Go To トラベル事業の公式ホームページに設けられた申請フォームをご利用いただくほか、インターネット環境にアクセスできない方は、Go To トラベル事業コールセンターにご連絡をいただければ申請様式をご郵送させていただきます（郵送には一定の時間を要することから、申請フォームによる申請を推奨いたします）。

Q207 登録申請の期限はあるのですか。

A 令和2年9月8日（火）以降、いつでも申請いただくことが可能です。

ただし、9月15日（火）までに申請して頂いた事業者（申請に必要な書類に不備がある事業者や参加条件を満たさないこと等により登録が行われない事業者を除きます。）が営む店舗については、地域共通クーポンの利用が開始する10月1日（木）までの間に、登録を行った上で、取扱店舗用マニュアル、換金伝票、販売用ツール（ポスター、ステッカー等）など一式を配送させていただく予定ですので、なるべく早く申請して頂きますようお願いいたします。

また、申請書類に不備がありますと、登録までの間に多くのお時間をいただくこととなりますので、申請書類の提出前には、添付書類も含めてすべての書類が揃っているか、よく御確認いただきますよう、ご協力お願いいたします。

Q208 登録申請の際に必要な「日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類」とはどのようなものですか。

A 登録申請の際には、下記に掲げる書類のうち、1点をご用意いただき、その写しを添付頂く必要がございます。なお、以下のいずれの書類もご用意できない場合には、事務局（コールセンター）までお問い合わせください。

- ・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ・法人所在証明書・個人営業証明書
- ・開業届
- ・法人番号指定通知書
- ・法人納税証明書（国税・地方税のいずれかの税目）
- ・確定申告書
- ・労災保険加入証明書
- ・全省庁統一資格審査結果通知書、地方自治体の入札参加資格認定通知書
- ・各種事業に係る許可を証明する書類（旅館業営業許可書、飲食店営業許可書等
- ・（地方自治体等が運営する施設の場合）

施設概要書、当該施設の概要がわかる当該地方自治体等のホームページの写し

Q209 商店街単位で登録申請を予定していますが、個々の商店が「日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類」を提出する必要はあるのでしょうか。

A とりまとめて申請する者が個々の商店等の営業実態を証明する場合には、個々の商店等が「日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類」を提出することは不

要です。具体的な証明方法につきましては、とりまとめて申請する者が、参加同意書（様式 C-3）において、各事業者の当該書類について責任をもって確認した旨同意の上、記名押印いただくこととしております。

Q210 複数店舗を有する事業者ですが、地域共通クーポン取扱店舗の登録は、店舗ごとに行いますか。

A 法人（事業者）単位で申請してください。その際、登録を希望するすべての店舗に関する情報（店舗名、住所、連絡先、担当者名など）をまとめて御報告いただきます。地域共通クーポンの精算（換金請求）についても、事業者単位で行っていただきます。

Q211 取扱店舗の登録は事業者単位で行うとのことですが、公式ホームページに取扱店舗の一覧を表示する際に、店舗名で表示してもらえますか。

A 登録申請は事業者単位で行っていただきますが、その際、地域共通クーポンを取り扱う個々の店舗に関する情報も申請いただきます。公式ホームページにおいては、個々の取扱店舗ごとに紹介します。

Q212（フランチャイズ店、百貨店、ショッピングセンター、商店街等から想定される質問）個々の事業者がバラバラに登録申請するのではなく、登録申請をとりまとめることはできますか。

A 登録申請をとりまとめていただくことは可能です。また、フランチャイズ店舗については、フランチャイズ本部においてとりまとめて登録申請していただくことを原則とする予定ですので、詳細はフランチャイズ本部にお問い合わせ下さい。また、フランチャイズ本部を1つの事業者として登録することも可能です。また、とりまとめて申請する者が個々の商店等の営業実態を証明する場合には、個々の商店等が「日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類」を提出することは不要です。なお、登録申請のとりまとめに関して、事務局より費用負担はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

Q213（フランチャイズ店、百貨店、ショッピングセンター、商店街等から想定される質問）登録申請をとりまとめて行った場合、精算（換金請求）もとりまとめなければならないのですか。

A 登録申請のみとりまとめていただき、換金請求は個々の事業者ごとに行っていただくことも可能です。申請の際に、いずれの方法によるかご申告いただきます。

Q214 バス事業者の場合、申請はどの単位で行いますか。取扱店舗としてどこを登録したらよいですか。

A 法人（事業者）単位で申請してください。バス1台ごとの登録は不要です。地域共通クーポンを取り扱うバスターミナル、営業所、空港カウンター等について、取扱店舗として登録してください。

Q215 バス事業者の場合、栃木県に本社が所在し、栃木県と群馬県にまたがる路線で運行していますが、群馬県においても登録が必要ですか。

A 必ずしも必要ではありませんが、群馬県の営業所等で地域共通クーポンを取り扱う場合には、取扱店舗として登録してください。

Q216 鉄道事業者の場合、申請はどの単位で行いますか。取扱店舗としてどこを登録したらよいですか。

A 法人(事業者)単位で申請してください。
地域共通クーポンを取り扱う駅等について、取扱店舗として登録してください。

Q217 鉄道事業者の場合、全ての駅を取扱店舗として登録する必要がありますか。

A 地域共通クーポンを取り扱う駅のための登録で構いません。取り扱う駅を限定する場合には、各事業者においてその旨を利用者の方に周知してください。

Q218 タクシー事業者の場合、申請はどの単位で行いますか。取扱店舗としてどこを登録したらよいですか。

A 法人(事業者)単位で申請してください。タクシー1台ごとの登録は不要です。
地域共通クーポンを取り扱う営業所等について、取扱店舗として登録してください。
なお、個人タクシーについては、加盟する協同組合において登録申請をとりまとめていることが可能です。

Q219 フェリー事業者の場合、申請はどの単位で行いますか。取扱店舗としてどこを登録したらよいですか。

A 法人(事業者)単位で申請してください。
地域共通クーポンの対象を取り扱う旅客船ターミナル・船着き場等について、取扱店舗として登録してください。

Q220 電子クーポンを取り扱う地域共通クーポン取扱店舗となるには、どのような設備が必要ですか。

A 特段の設備等を用意していただく必要はございませんが、旅行者がスマートフォン等で通信できる環境下にあることが必要です。(圏外では決済できません。)
登録完了後に事務局から発行する QR コード標識(取扱店舗ごとに個別の識別番号を付したものを)レジカウンターなどに設置してください。

Q221 電子クーポンで決済を行う際、どのような処理が必要ですか。

A 旅行者は、レジカウンター等に設置された QR コード標識を旅行者自身のスマートフォン等で読み込み、利用する電子クーポンの券種(1,000 円、2,000 円、5,000 円の3種類)を選択・利用することで支払が完了します。
地域共通クーポン取扱店舗の店員の方におかれましては、旅行者のスマートフォン等の画面に表示される電子クーポン利用済み画面をご確認いただきます。

なお、自動的に利用実績が事務局に報告されるので、特段の精算手続は不要です。詳細は、登録完了後に事務局から配送するスターターキットの中に含まれる取扱店舗マニュアルを参照ください。

Q222 電子クーポンの利用に当たって、旅行者はアプリのダウンロードが必要ですか。

A 不要です。ブラウザから(Google Chrome や Safari など)利用可能です。

Q223 旅行者が電子クーポンを受け取る際に入力が必要となる「予約番号・受付番号等」欄には、何を入力すればよいですか。

A 旅行予約番号(旅行業者等から通知されるもの)を入力してください。

Q224 旅行者は、電子クーポンを何時から使うことができますか。

A 旅行開始日前日までに旅行を予約した場合、宿泊旅行の場合は旅行開始日の15時から、日帰り旅行の場合は旅行日の12時から電子クーポンの利用が可能です。当日予約の場合の電子クーポンの取扱いについては各旅行業者等にご確認ください。

Q225 地域共通クーポン取扱店舗となるためには、どのような感染症対策を講じることが求められますか。

A 地域共通クーポンの取扱店舗は次に掲げる事項を遵守することが求められます。詳細は、「地域共通クーポン取扱要領」を御確認下さい。

- ① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ② 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はホームページで対外的に公表すること。
- ③ 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
- ④ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- ⑤ 感染症等の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策等の措置に協力すること。

※飲食店に関しては、「Go To Eat に参加する飲食店が守るべき感染症対策」を求めます。

Q226 複数の業種・業態にまたがるのですが、どの業種の感染症対策ガイドラインを遵守すればいいのですか。

A 複数の業種にまたがる場合には、対応するすべての業種別の感染症対策ガイドラインを遵守して頂く必要があります。

Q227 業種別のガイドラインが定められていないのですが、感染症対策として何を行えばいいのですか。

A 業種別ガイドラインが定められていない場合については、類似する分野の業種別ガイドラインを選んで、これに準拠して対応して頂くことを求めます。登録申請の際に、準拠すべきガイドラインが不明な場合には、事務局に御相談ください。

Q228 業界団体に所属していない為、業種別のガイドラインがどのようなものかわかりません。どこで入手できるのですか。

A 政府の新型コロナウイルス感染症対策のホームページに、業種別のガイドラインが掲載されていますので、そちらを御確認下さい。

<https://corona.go.jp/>

Q229 飲食店について、登録の際に追加で必要になるものはあるでしょうか。

A Go To Eat キャンペーン事業において利用対象店舗と定義される「飲食店」については、同事業の登録を受けていることが、Go To トラベル事業の地域共通クーポン取扱店舗となるための参加条件です。このため、同事業の登録を証する書類(同事業の登録が完了した際に同事業の事務局が発行する書面や通知メール等)を追加で提出いただくことが必要です。

ただし、Go To トラベル事業に登録済みの宿泊事業者が登録済みの宿泊施設の敷地内で営む飲食店については、Go To Eat キャンペーン事業の登録を受けているかにかかわらず、地域共通クーポン取扱店舗の登録を受けることは可能です。このため、この場合においては、Go To Eat キャンペーン事業の登録を証する書類の追加提出は不要です。

Q230 Go To EAT キャンペーン事業の対象となる「飲食店」については、地域共通クーポン取扱店舗の登録申請後に、Go To EAT キャンペーン事業の登録を受けていることを証する書類の提出が必要であるが、どのような書類であれば認められるのか。

A 食事券利用対象店舗においては、事務局が発行する登録通知書や登録を通知するメール等の写し、HP などの店舗リスト(自店舗名が確認できるものに限る。)等をご提出いただく必要がございます。オンライン飲食予約対象店舗においては、自店舗が Go To EAT キャンペーン事業の対象となったオンライン飲食予約サイトに登録いただいていることが分かることが記載されているものの写し等をご提出いただく必要がございます。なお、食事券利用対象店舗又はオンライン飲食予約対象店舗のいずれかの登録を受けていれば、地域共通クーポン取扱店舗として登録が可能です。

Q231 Go To Eat キャンペーン事業において利用対象店舗と定義される「飲食店」については、Go To Eat キャンペーン事業の登録を受けるまでは、地域共通クーポン取扱店舗としての登録の申請も出来ないのでしょうか。

A 登録申請を行うことは可能です。Go To Eat キャンペーン事業の登録を証する書類の提出があるまでは登録の最終判断は保留させていただきますが、その他の申請書類の確認等をあらかじめ行うことは可能ですので、Go To Eat キャンペーン事業の登録を受けた後に速やかに地域共通クーポン取扱店舗の登録も受けられるよう、Go To Eat キ

キャンペーン事業の登録を待たずに、地域共通クーポン取扱店舗としての登録申請を行うことをお勧めいたします。

Q232 Go To Eat キャンペーン事業において利用対象店舗と定義される「飲食店」について、Go To Eat キャンペーン事業の登録をせずに、Go To トラベル事業の地域共通クーポン取扱店舗の登録のみを行うことはできますか。

A できません。

ただし、Go To トラベル事業に登録済の宿泊事業者が登録済の宿泊施設の敷地内で営む飲食店については、Go To Eat キャンペーン事業の登録を受けているか否かに関わらず、地域共通クーポン取扱店舗としての登録を受けることは可能です。なお、宿泊事業者として Go To トラベル事業の登録を行っていたとしても、別途地域共通クーポン取扱店舗としての登録申請を行って頂くことが必要です。

Q233 Go To Eat キャンペーン事業の登録を済ませましたが、自らが所在する地域で Go To Eat キャンペーン事業が開始するまでの間は、地域共通クーポンの取扱いはできないのでしょうか。

A Go To Eat キャンペーン事業の登録が完了し、Go TO トラベル事業の地域共通クーポン取扱店舗としての登録が完了していれば、地域共通クーポンの取扱いは可能です。

<登録完了後>

Q234 登録が完了した場合には何か連絡をもらえますか。

A 登録が完了次第、登録されたメールアドレスに連絡をいたします。メールアドレスをお持ちでない方には、郵送により通知させていただきます。
登録が認められない場合についても同様に連絡をいたします。

Q235 登録完了の連絡を受けた後は、何をすればいいのですか。

A 登録が完了した後、スターターキット(取扱店舗用マニュアル、ポスター・ステッカー、地域共通クーポン券の見本、換金請求用の伝票・封筒等)をお送りさせていただきます。

※ 登録申請時に、個々の店舗に直接配送するか、事業者(本社・本店)にまとめてお送りするか選択していただきます。

スターターキットが到着しましたら、速やかに開封して、取扱店舗用マニュアルをお読み頂き、必要な準備をしていただきますようお願いいたします。

業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を、スターターキットに同封されているポスターの所定の欄に記入した上で、店頭など旅行者から見えやすい場所に掲示すること(店頭への掲示によりがたい場合等には、ホームページに公表すること)等が求められます。

Q236 感染症対策ガイドラインを遵守している旨をポスターの所定の欄に記入した上で店頭などの旅行者から見えやすい場所に掲示することが必要とのことですが、いつまでに掲示すればよいのですか。また、掲示した旨はどのように報告すればよいのですか。

A スターターキットの到達の日から10日以内に、ポスターを掲示していることが判別できる写真を取扱店舗用ポータルサイト(登録完了後に事務局より別途お知らせします)にアップロードしてください(ポータルサイトへのアクセスができない場合には、写真を事務局に郵送して下さい)。詳細は、お送りする取扱店舗用マニュアルを参照して下さい。
なお、ポスターを掲示していることが判別できる写真の提出等がない場合は、Go To トラベル事業公式サイトへの当該取扱店舗に関する情報の掲載を保留するほか、換金請求に応じることができませんので、速やかにご提出をお願いします。

Q237 地域共通クーポン取扱店舗となった場合、ポスターやステッカーはどの程度もらえるのですか。(例えば、タクシー会社においては、保有タクシー台数分のステッカーをもらえるのですか。)

A 取扱店舗1店舗ごとに、ポスター2枚、ステッカー2枚、スイングPOP3個を配送いたします。また、バス・タクシー事業者等用に小さいサイズのステッカーを用意しておりますので、希望数を、登録申請時に申請書の該当欄に記入ください。

Q238 複数店舗を有する事業者だが、登録完了後に事務局から配送されるスターターキットは、個々の店舗に直接郵送してもらえるのでしょうか。

A それぞれの店舗ごとに個別配送することも可能ですので、登録申請時に申請書の該当欄に記入ください。

Q239 旅行者は、地域共通クーポン取扱店舗であるかどうかをどのように見分けるのでしょうか。

A 取扱店舗におかれましては、登録完了後にお送りするスターターキットに同封する販売ツール(ポスター及びステッカー)を利用者がわかりやすい場所に掲示していただくようお願いいたします。また、取扱店舗の一覧を Go To トラベルの公式HPで公表します。公式HPにおいては、取扱店舗をマップ上に表示するとともに、業種や名前などで検索することが可能です。

Q240 地域共通クーポン取扱店舗の一覧をHPで公表するとのことだが、どのような情報を公表するのでしょうか。

A 店舗名称、所在地、定休日・営業時間、業種、紙クーポン・電子クーポン取扱いの有無等を公表することを予定しています。

Q241 地域共通クーポンの取扱店舗であることを旅行者に知ってもらうために、事務局から配布されるステッカーやポスターの他に広告物を作成してもよいのでしょうか。

A 可能です。なお、公式ロゴについては、「Go To トラベルロゴマーク使用ガイドライン」を遵守いただくことを前提に、公式ホームページより自由にダウンロードしてお使いいただくことが可能です。

「Go To トラベルロゴマーク使用ガイドライン」

https://biz.goto.jata-net.or.jp/common/pdf/200804_logoguideline.pdf

<発行・旅行者への引渡し>

Q242 地域共通クーポンは誰が発行するのでしょうか。(各旅行業者や地域の観光協会でしょうか。)

A 地域共通クーポンは、国(事務局)が発行します。

Q243 旅行者は、地域共通クーポン(紙クーポン)をどこで受け取るのでしょうか。

A 旅行・宿泊商品をどこで申し込みするかによって決まります。

① 実店舗型の旅行業者において申込をする場合

→ 原則として紙クーポンを、旅行出発前に旅行業者から旅行者に引き渡します。

② オンライン型の旅行業者等(オンライン予約サイト等)において申込をする場合

→ 紙クーポンを宿泊施設において引き渡す場合と、電子クーポンによる場合があります。旅行業者等ごとに対応が異なりますので、旅行の申込時に旅行業者等に御確認下さい。

③ 宿泊施設に直接申込をする場合

→ 原則として紙クーポンを、宿泊施設のチェックイン時に旅行者に引き渡します。

※日帰り旅行については、宿泊旅行における①のケースと同様に、例えば、「日帰りバスツアー」の場合はバス乗車時の受け渡し、「往復乗車券＋日帰り温泉券」の場合は駅の窓口での受け渡しを想定しています。

Q244 旅行業者等や宿泊施設は、旅行者に引き渡した地域共通クーポン(紙クーポン)の券番を管理する必要がありますか。

A あります。旅行予約ごとに、お渡しした券番等を、配布記録として作成・保管していただきます。詳細については、登録完了後にお送りする地域共通クーポンマニュアルをご参照下さい。

Q245 (紙クーポンを旅行者に引き渡す旅行会社・宿泊施設からの質問)紙クーポンはあらかじめ一定の数量をいただけますか。旅行・宿泊の直前に予約が入った場合の対応に不安があります。

A あらかじめ一定量の地域共通クーポンのストックをお渡しすることを予定しています。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行います。詳細については、登録完了後にお送りする地域共通クーポンマニュアルをご参照下さい。

Q246 旅行業者等の場合、地域共通クーポンの利用エリアを記載するためのスタンプは、47都道府県分送付していただけますか。

A 送付します。

Q247 旅行業者や宿泊施設が地域共通クーポンを旅行者に渡すときに、そのクーポンの使用先を自らが提携している事業者に限定できますか。

A できません。

<受取り・取扱い>

Q248 地域共通クーポンを旅行者から受け取る際に、どのようなことに注意すればよいですか。

A 確認すべきポイントの詳細については、登録完了後にお送りするスターターキットの中にある取扱店舗マニュアルにて御確認をいただきますようお願いいたします。

Q249 800円の商品の支払いに1000円の地域共通クーポン券を受け取りましたが、お釣りを支払ってもいいですか。

A お釣りは支払わないで下さい。なお、換金請求の際は、受け取ったクーポン券の額面(1000円券の場合は1000円)をお振り込みします。

Q250 1200円の商品の支払いに1000円の地域共通クーポン券を受け取りましたが、残代金はどのように徴収したらよいのですか。

A 残代金(この場合200円)については、別途現金等で旅行者から徴収して下さい。

Q251 通常 1200 円の商品を実質的に値下げして、地域共通クーポン利用の場合は 1000 円(地域共通クーポン 1 枚)とすることはできますか。

A できます。ただし、逆に、地域共通クーポンを利用する場合に、商品価格を実質的に値上げするなどの差別的な取扱いをすることはできません。

Q252 地域共通クーポンを利用したお客様に対して、取扱店舗側で特典(ポイント等)を更に付与することはできますか。

A できます。

Q253 特売品など一部の商品やサービスについて地域共通クーポンの利用対象外とすること、他の割引企画との併用不可とすること、ポイント加算対象外とすること、地域共通クーポンの使用上限額を定めることはできますか。

A できます。ただし、その場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。

<精算(換金請求)>

Q254 地域共通クーポン(紙クーポン)を受け取りましたが、どのように管理したらいいのですか。

A 地域共通クーポン(紙クーポン)を受け取った場合は、速やかに、取扱店舗控え部分を切り離し、本券部分と取扱い店舗控え部分をそれぞれ保管して下さい。本券部分(大きい方)については換金請求の際に事務局にお送りいただく必要があります、これがないと換

金請求に応じることができませんので換金請求まで大切に保管して下さい。また、取扱店舗控え部分(小さい方)は、入金を確認できるまで大切に保管して下さい。取扱店舗控え部分に記載されている数字は、万が一入金が行われない場合などに事務局に問い合わせを行う際に必要となります。

Q255 紙クーポンは半券が残るため管理出来るが、電子クーポンの売上確認については、店側はどうやって行いますか。

A 取扱店舗向けのサイトの電子クーポン用管理画面から確認できます。
詳細は、登録完了後に事務局から配送するスターターキットの中に含まれる取扱店舗マニュアルを参照ください。通信環境等により電子クーポン用管理画面にアクセスできない方は、事務局までご相談ください。

Q256 換金請求の手続きについて教えてください。

A スターターキットに同封する換金伝票に必要事項(受け取ったクーポンの枚数等)を記入の上、紙クーポンの本券部分(取扱店舗控え部分を切り離れたもの)を事務局にお送りいただくこととなります。月2回の×日を設けていますので、一番近い×日に忘れずに請求を行って下さい。なお、受け取ったクーポン券の有効期間の末日の翌月の第2×日までに請求していただくことが必要であり、これ以降の換金請求には応じられません。

Q257 地域共通クーポン取扱店舗が精算(給付金の請求)をする際に、申請書やクーポン券の半券等を事務局に郵送することになるが、その際の郵送料は取扱店舗が負担する必要があるのでしょうか。

A スターターキットに、料金受取人払の宅配便伝票を同封しますので、送料を取扱店舗において負担していただく必要はありません。

Q258 地域共通クーポン取扱店舗となることを希望していますが、地域共通クーポンにより支払を受けた後、しばらく立替え負担が生じるので不安です。どの程度の期間で給付金は振り込まれるのか。

A 取扱店舗ごとに事務局が指定する月2回の締め日までに郵送された利用済地域共通クーポンについて、それぞれの締め日から30日以内にあらかじめ登録された口座に振り込みます。月2回の締め日に忘れずに換金請求を行うようにお願いします。なお、電子クーポンについては、それぞれの締め日から2週間以内にあらかじめ登録された口座に振り込みます。

<その他>

Q259 修学旅行その他の教育旅行についても、旅行代金の15%相当の地域共通クーポンを児童・生徒に配布することが必要ですか。

A 修学旅行その他の教育旅行については、各学校・教育委員会の教育的配慮から、地域共通クーポン券の給付額の上限額の範囲内であれば、旅行者等が各学校等と調整の上、給付額を任意に定めることができることとします。

Q260 Go To トラベル事業の地域共通クーポンと Go To イートによる割引を併用することはできるか。

A 併用できます。